

福島県歴史資料館収蔵資料目録

第57集

県内諸家寄託文書 (51)

河越卿家文書 (その四)

酒井一家文書 (その二)

公益財団法人 福島県文化振興財団

序

福島県歴史資料館は、本県に関係する県内外の古文書・古記録・公文書などを継続的に収集・保存してきました。昭和四十五年の開館から現在までに、当館に収蔵された歴史資料は約二十四万点に及んでいます。これらの貴重な資料は歴史研究者や地域の歴史研究会、市町村史の編纂、歴史資料展などに広く活用されており、本県の歴史を解き明かす上で欠かせない県民共有の財産となっています。本県と県民の歴史を後世に確実に伝えていくことは、当館の大きな責務となっています。

当館では、収集した歴史資料を整理して、その目録を作成しています。昭和四十六年度から『福島県歴史資料館収蔵資料目録』を毎年一冊刊行し、すでに五十六冊を数えています。本年度刊行の第五十七集は二件の文書群、河越卿家文書（その四）四八〇点（大沼郡三島町）及び酒井一家文書（その二）九七点（南会津郡南会津町）を収録しています。本県の歴史研究において、本目録をご活用いただければ幸いです。

令和八年三月

公益財団法人 福島県文化振興財団 理事長

松 本 雅 昭

凡例

一、本目録は『福島県歴史資料館収蔵資料目録』第五十七集、県内諸家寄託文書(51)である。

当財団が管理・運営する福島県歴史資料館収蔵資料のうち、令和七年度に整理を終えた以下の文書を収録した。大沼郡三島町河越卿家文書

(その四)四八〇点、南会津郡南会津町酒井一家文書(その二)九七点。

なお、本目録収載資料であっても、資料の状態や形態等の理由により通常閲覧できないものがある。

二、本目録は、おおむね『福島県歴史資料館近世文書の整理法』に拠って、分類整理した。近代文書もこの分類に準拠した。

近世文書分類項目

1、藩と藩政(代官と幕政)

藩主・代官、家臣、藩法・布令、藩政・幕政、戊辰戦争

2、村と町

土地、人口、年貢、諸負担、村と町

3、産 業

農業、製造業、鉱業、水産業、商業・金融

4、交 通

陸上交通、大名幕府役人休泊、宿駅・問屋、助郷、飛脚、河川・

海上交通

5、一揆・訴訟

6、寺 社

7、文化

文化一般、学芸、学術芸能、医療・博物、歴史・地誌、娯楽・習俗

三、目録の記載形式は、次のとおりである。

1、番 号 所蔵者別に通し番号を付した。

2、主要部門 近世文書分類項目に準拠した。

3、資料名 文書の表題に拠った。ただし、編者が適当と推定して表題を付したものは「」で包んだ。

4、資料内容 内容を記す必要のある文書は表題のわきに「」で包んで記載した。

5、年 代 年月日まで記載し、同一表題の文書が数年にわたる場合には「」記号で結んだ。年月日不明の文書は空欄とした。

6、形 態 大判型・中判型・小判型、一紙、袋入、軸、絵図、縦帳・横帳の区別をした。

7、種 類 原本、控、下書、写、写本、抄本、板本、刊本、活版、その他。

8、数 量 冊、綴、通、巻、枚の区別をした。

四、河越卿家文書(その四)の編集ならびに解説は、主幹山田英明が担当し、学芸員片村峰雪が補助した。酒井一家文書(その二)の編集ならびに解説は、専門学芸員小野孝太郎が担当した。

目次

序

凡例

一、河越卿家文書(その四) 一

二、酒井一家文書(その二) 四二

一 河越卿家文書（その四）

地域 大沼郡三島町
所有者 河越哲郎
内容 目録第九集・第三十七集・第五十三集に収録した「河越卿（さと）家」文書の追加分。河越家は、会津藩・幕領田島代官所の支配地である大沼郡桑原村（現三島町）の名主をつとめ、明治維新後も戸長として地域の中心的存在であり、明治時代の宮下村との入会地訴訟でも重要な役割を果たした。本集に収録した史料は、「地租改正書籍 桑原村」と書かれた木箱にすでに複数の袋に小分けにされた状態で収められていたものであることから、原秩序を尊重して袋単位で整理をし、最も中心的な主題により分類を行なった。村政および訴訟関係の内容が多い。

近代文書

政治と行政

村政

1

〔封筒〕

（區扱所より第二大区四小区大登村戸長渡部領二宛、朱書「至急」ほか、見消「西方出張」所ノ御用状壹通封入、明治六年二月改「若松縣管轄第二大區十小區戸籍之二」の表紙を再利用）

〔明治期〕

封筒 原本 一枚

①〔申達〕

（西方會所より浅岐村兼戸長河越諒平宛、浅岐村漆木搔殺願之儀ニ付即今出頭可有之、朱書「御用大急」）

〔明治〕七・六・二〇 一紙 原本 一通
封筒 原本 一枚

②〔申達〕

（若松縣廳）聴訟課右役人より第二大區十五小區桑原村惣代宛、此状着次第出頭可致事）

〔明治〕八・一・二二 一紙 原本 一通
封筒 原本 一枚

③〔申達〕

（区長關成章より十小区桑原村戸長川越諒平宛、七年貢税・雜税明細書四ヶ村分取纏メ可被差出）

〔明治〕八・一・二七 一紙 原本 一通

④〔申達〕

（西方會所より大登村戸長渡邊禎次宛、戸籍并総計之儀至急取調可被差出、朱書「至急」）

明治八・一・三一 一紙 原本 一通
封筒 原本 一枚

⑤〔申達〕

（河越諒平より宮下村伍長宛、斎藤房吉殿副役御免ニ相成候而者諸事御用向取次差支無之様御取計有之度）

〔明治〕八・二・四 一紙 下書 一通

⑥〔封筒〕

（区長關成章より十小区大登村戸長渡部禎二宛）

明治八・ 封筒 原本 一枚
三・五

-1〔申達〕

（区長關成章より戸長渡部禎二ほか一名宛、別紙御指令有之候ニ付相達、別紙欠）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
三・六

-2記

（宮下佐吉より榎原村治八宛、代金受取、ひかな代ほか）

〔明治期〕 一紙 原本 一通
旧正・二八

⑦〔申達〕

（十小区区長より川越諒平宛、物産表四ヶ村分跡巻通りノ分至急可被差出）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
三・九

⑧〔申達〕

（区長關成章より第二大区十小区榎原村戸長川越諒平宛、別紙指令當人へ可被相渡、別紙欠）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
三・一六

⑨廻達

（第二大区十小区區長より、朱書「大至急」）

〔明治〕八・ 封紙 原本 一枚
四・三

-1〔廻達〕

（第二大区十小区兼区長關成章より九小区檜原ほか五ヶ村正副戸長宛、別紙御達ニ付日限取調可被差出、若松縣令澤簡徳差出「〔達〕」合綴、封紙に綴込）

明治八・ 中判型 原本 一冊
四・二 豎帳

-2記

（關より、種痘取調等今以テ不被差出候村方モ有之ニ付至急可被差出）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
四・三

⑩〔申達〕

（西方出張所より第二大区十小区榎原村戸長中宛、第二大区十小区榎原村河越諒平借金至急元利皆金取揃可相納）

明治八・ 一紙 原本 一通
四・一九

⑪〔申達〕

（区長關成章より戸長川越諒平宛、宮下・問方面村方区長元入費仮割金急速取立可被相納）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
五・一

⑫〔申達〕

（区長關成章より第二大区四小区榎原外三ヶ村戸長川越諒平宛、榎原外三ヶ村分一月分三月迄区内入費精割不足ノ分可被相納）

〔明治〕八・ 一紙 原本 一通
五・二

⑬〔申達〕

（區扱所より第二大区四小区榎原村外三ヶ村戸長川越諒平宛、四ヶ村分貢税金此状披見次第昼夜ニ不限出頭ノ上可被相納、朱書「大急」）

明治八・ 一紙 原本 一通
五・二一

⑭〔申達〕

（区長關成章より第二大区四小区榎原村戸長川越諒平宛、

明治八・ 一紙 原本 一通
五・二三

乗原外三ヶ村貢税持参ノ上
可被相納、朱書「大至急」

⑮〔廻状〕

(川井村役場より大登村ほか
二ヶ村御役人衆中宛、本月
旧十五日耕地疇敷二付小前
作人方へ触達可被下)

〔明治〕八・
旧五・一〇 一紙 原本 一通

⑯〔通知〕

(乗原村戸長河越諒平より第
二大区四小区区扱所宛、村
入費下納差上申候間御加筆
奉願候)

〔明治〕八・
六・一一 一紙 原本 一通

⑰〔申達〕

(二大四小区區扱所より第二
大区四小区乗原村戸長川越
諒平宛、他管轄ヨリ寄留籍
認メ直し本日中可被差出)

〔明治〕八・
六・一六 一紙 原本 一通

⑱〔申達〕

(區扱所より渡部禎二ほか一
名宛、別紙朱書キ附札調査
ノ上可被差出、別紙欠)

〔明治〕八・
六・二一 一紙 原本 一通

⑲〔廻状〕

(川井村役場より大登村戸長
渡部禎二ほか二名宛、貢税
御上納方ニ付戸前作人方へ
可被御申候)

〔明治期〕
亥・一・ 一紙 原本 一通

⑳〔貢税觸〕

(川井村戸長長谷川孫太郎よ
り大登村戸長渡部禎二ほか

〔明治期〕
五・八 一紙 原本 一通

二名・右村々御役人宛、貢
税上納方ニ付御村方作人方
へ無洩觸示可被下)

㉑〔廻達〕

(宮下小学訓導渡部良碩より
川井村ほか二ヶ村戸長・伍
長宛、砂子原村小学江生徒
試験等ニ付生徒不洩出校候
様厚申諭有之度)

〔明治期〕
五・二二 一紙 原本 一通

㉒〔記〕

(出生人書上カ)

明治七 一紙 原本 一通

㉓〔記〕

(宮下村細川熊太郎より乗原
村御役場宛、一月〇三月迄
之分取調書上候間御取計奉
願上候、出生調カ)

明治八・
四・一九 一紙 原本 一通

㉔〔記〕

(出生人書上カ、「明治八年一
月〇三月迄」)

明治八 一紙 原本 一通

㉕〔記〕

(柳津銀□□より上様宛、三
両壹朱請取、米八斗四升代)

〔明治期〕
亥・五・八 一紙 原本 一通

㉖〔記〕

(大谷村同役〔戸長〕二瓶方
三郎より乗原村戸長河越諒
平宛、金銭書上、七月〇十
一月迄分校入費割浅又・間
方村出し分ほか、メ八円七
十銭式厘六毛)

〔明治期〕
二・四 一紙 原本 一通

②7	〔覚〕	(宮下村五長中より榎原村戸長河越諒平宛、岩代國大沼郡西方村小平茂三郎二男谷吉外二名出生日之改二付御取調御頼入奉存候)	〔明治七年以降〕二・九	一 紙 原本 一通
②8	〔覚〕	(宮下村茂平より榎原村御役場宛、御布告代御納可被下)	〔明治期〕四・一九	一 紙 原本 一通
②9	〔記〕	(宮下村酒井壮哲より榎原村戸長河越諒平宛、種痘手数料受取、金壹円五拾五錢)	〔明治期〕六・一二	一 紙 原本 一通
③0	〔覚〕	(高清水岩太郎より、金品受渡に付、金式分ほか)	〔明治期〕一・二・三	一 紙 原本 一通
③1	〔記〕	(馬場庄平より河越諒平宛、金子書上、玉篇巻冊代ほか、廿五六日まで二御廻金有之度)	〔明治期〕一・二・二〇	一 封筒 原本 一通
③2	〔記〕	(宮下いせ便より榎原村戸長宛、木羽代金、三朱)	〔明治期〕一・二・月	一 紙 原本 一通
③3	〔漆木記〕	(ノ八拾式本)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③4	〔生高之調〕	(宮下善四郎より榎原村川越)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③5	〔記〕	(地価等書上、ノ六反四畝五分・十一円十八錢)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③6	〔記〕	(川井村役場より榎原村川越諒平宛、七錢五り式毛受取、学校割等)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③7	〔記〕	(宮下村齋藤房吉より戸長河越諒平宛、金子書上、金札拾円ほか、内金二而清吉殿相渡し申候ほか)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③8	〔記〕	(質物書上、夏袴・紋付夏羽織りほか)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
③9	〔記〕	(吉田屋忠蔵より、くじら百め代書上、巻貫五百文)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
④0	〔記〕	(金子書上、巻貫百文ほか)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
④1	〔記〕	(大麻数書上、榎原村ほか四ヶ村分、合百式拾八体)	〔明治期〕	一 紙 原本 一通
④2	〔書状〕	(大登村渡部良碩より榎原村)	明治八・二・一	一 紙 原本 一通

戸長河越諒平宛、学校割合書差上候処迅速御遣し被下候様依頼申入候ほか)

④3〔書状〕

(渡部禎二より河越諒平宛、中川井新田貢税之儀急々御遣し可被下)

〔明治八〕一紙 原本一通
二・一

④4〔書状〕

(宮下斎藤房吉より戸長河越宛、私村方において役場無御座候間御立被成候而可然与奉存候)

〔明治八カ〕一紙 原本一通
二・四

④5〔書状〕

(關成章より川越諒平宛、近日幸便次第度被遣候様致度)

〔明治八〕一紙 原本一通
三・二

④6〔書状〕

(間方村長郷作平ほか一名より栗原村戸長河越諒平宛、地租改正内調方ニ付入費相掛り不申候様御取計被成下度)

〔明治八〕一紙 原本一通
五・二九 封紙 原本一枚

④7〔書状〕

(斎藤より河越宛、私義副戸長役御免相成候)

〔明治八〕一紙 原本一通

④8〔書状〕

(僕弟逸記儀陸軍醫学校へ寄留願済ニ相成ほか)

〔明治八カ〕一紙 下書一通

④9〔書状〕

(尚平より川井村長谷川伊惣治ほか一名宛、私卜孫八けんくわニ付御両公様ニ而借名主様へ御達置被下度)

〔幕末〕一紙 原本一通
明治初期
正・四

⑤0〔書状〕

(川井伊惣治より栗原村川越諒平宛、八木沢一間之義ニ付明日中にも八木沢へ御出被成下度)

〔明治期〕一紙 原本一通
正・八

⑤1〔書状〕

(宮下斎藤より栗原村河越宛、御若様私宅江仰立より被下度)

〔明治期〕一紙 原本一通
一・一六

⑤2〔書状〕

(早戸村戸長佐久間豊治より栗ノ原村戸長川越諒平宛、当村分校願書区長関様迄御届ケ被下度)

〔明治期〕一紙 原本一通
一・二四 封筒 原本一枚

⑤3〔書状〕

(大谷二瓶万三郎より栗原村戸長河越諒平宛、戸籍出来ニ相成候ハ、大登村渡部宅江御送被下度)

〔明治期〕一紙 原本一通
一・二七

⑤4〔書状〕

(大谷圓福寺より栗原河越宛、戸籍書入方出来ニ付御吟味被成下ほか)

〔明治期〕一紙 原本一通
一・二七

<p>⑤⑤〔書狀〕 (馬場より河越宛、若松出廳 二付留主中之儀萬端奉頼并 洋服等御遣可被下)</p> <p>〔明治期〕 旧正・四</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑥〔書狀〕 (圓福寺より栞原河越宛、権 訓導被仰付候段吹聴申上)</p> <p>〔明治期〕 二・四</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑦〔書狀〕 (宮下村五長中より河越諒平 宛、御用取次之義御役元御 見立被下度)</p> <p>〔明治期〕 二・四</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑧〔書狀〕 (坂下隠居より河越諒平宛、 一件御吟味ニ付被告人共御 呼出しニ相成候ほか)</p> <p>〔明治期〕 二・四</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑨〔書狀〕 (箕田保穀より川越諒〔平〕 宛、御約定御直書被遣候間 品々御取揃置被成下度ほか)</p> <p>〔明治期〕 旧二・三</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑩〔書狀〕 (宮下斎藤房吉より戸長河越 諒平宛、生繭取調候下書見 付次第二差上可申)</p> <p>〔明治期〕 三・五</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥①〔書狀〕 (渡部禎二より栞原村戸長河 越諒平宛、貢金取立ニ付極 窮之者迎も六ツケ敷相見如 何取計宜敷候哉、前欠カ)</p> <p>〔明治期〕 三・六</p> <p>一 封筒 原本 一通</p>	<p>⑥②〔書狀〕 (大登村同〔戸長〕渡部禎二 より栞原村戸長河越諒平宛 生産金之義ニ付勸業掛へ御 呼出ニ相成候處君も御発足 ニ相成候ハ、御同行仕度)</p> <p>〔明治期〕 三・七</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥③〔書狀〕 (大登々〔戸長〕渡部より栞 原村戸長河越諒平宛、絵圖 面出来御礼可申上之所今以 御〔無〕沙汰失敬ほか)</p> <p>〔明治期〕 三・二〇</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥④〔書狀〕 (高清水寿□□より栞原村河 越公宛、御尊公様御繁用之 所鳥渡御尊来被下度)</p> <p>〔明治期〕 三・二五</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑤〔封筒〕 (箕田保穀より川越諒平宛)</p> <p>〔明治期〕 旧三月</p> <p>一 封筒 原本 一通</p> <p>-1〔書狀〕 (箕田より川越宛、母三回忌 ニ付御母堂御出被下候様被 仰上可被下ほか)</p> <p>〔明治期〕 旧三・一四</p> <p>一 紙 原本 一枚</p>	<p>-2おほい (詩経等御渡遣シ可被下ほか)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑥〔書狀〕 (従若松大町同〔河越〕諒平 より栞原村河越逸郎宛、為 換事件歎願御聞届ニ不相成 上納御指令ニ相成ほか)</p> <p>〔明治期〕 四・六</p> <p>一 紙 原本 一通</p>
---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	--	--	--

<p>⑥7〔書狀〕 （小まへ丑五郎より河越諒平宛、慈悲之壺升丈御賣し被下度）</p> <p>〔明治期〕 四・一一</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑥8〔書狀〕 （五小区沼沢村猪俣貞四郎より乗原村戸長川越諒平宛、浅岐村材木出人足賃一件二付当廿一日迄二者無相違相済可申）</p> <p>〔明治期〕 五・一六</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑥9〔封紙〕 （宮下村酒井壯哲より乗原村御役場宛）</p> <p>〔明治期〕 五・一八</p> <p>封紙 原本 一枚</p>	<p>-1〔書狀〕 （種痘手数料御取立御遣し被下度）</p> <p>〔明治期〕 五・一八</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>-2〔書狀〕 （大登渡部廣三郎より乗原村戸長川越諒平宛、貢税金拾圓御取替被下度等）</p> <p>〔明治期〕 旧四・一七</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦0〔書狀〕 （河越父尊宛、浅岐村迄力蔵速ニ御遣被下度、問方出張より）</p> <p>〔明治期〕 五月</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦1〔書狀〕 （大登渡部廣三郎より川越君御親子宛、木材不全ニ付御勘弁を以三日計之内御出し被下度）</p> <p>〔明治期〕 旧五・二</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦2〔書狀〕 （宮下村熊太郎より乗原村河越諒平宛、貢税取立し残之返り御遣被下度）</p> <p>〔明治期〕 六・二</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦3〔封筒〕 （宮下村戸長渡部禎二より宮下村旧戸長河越諒平宛）</p> <p>〔明治期〕 六・四</p> <p>封筒 原本 一枚</p>	<p>-1〔書狀〕 （渡部禎二より河越諒平宛、諸帳記未夕御引渡ニ不相成候ニ付急々御引渡被下度）</p> <p>〔明治期〕 六・三</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>-2〔書狀〕 （旧副長齋藤房吉より旧戸長川越諒平宛、一月分民費今夕割合ニ不相成候ニ付急々御わり合被下度）</p> <p>〔明治期〕 六・四</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦4〔書狀〕 （大登村戸長渡部禎二より乗原村戸長河越諒平宛、兼而御願置候談判之義出来ニ相成候ハ、此者へ御渡遣被下度）</p> <p>〔明治期〕 六・一二</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦5〔書狀〕 （馬場より河越宛、五圓丈ケ是悲御貸被下度）</p> <p>〔明治期〕 一一・二二</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>⑦6〔書狀〕 （大町宿河越諒平より伍長中宛、逆倉山論地御見分および薪木手入一件事済ほかの）</p> <p>〔明治期〕 一一・二四</p> <p>一紙 原本 一通</p>
--	---	--	--	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---

件

御願申上度

⑦⑦〔書状〕

（野沢小嶋忠次より桑原村河越要平宛、兼而依頼申上候縁談之義ニ付篤与御談判被成下御承引ニ相成候様可成下ほか）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
一 二・二八 封筒 原本 一枚

⑦⑧〔封紙〕

（箕田保穀より川越諒平宛）

〔明治期〕
封紙 原本 一枚
旧一・二・六

-1〔書状〕

（箕田保穀より川越諒宛、明年散田ニ立夫食米買入不申候而も後方ニ相成御安心可被下ほか）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
旧一・二・六

-2追申

（箕田保穀より）、煙草入等御約定与相違いたし甚々迷惑ニ付御返し可被下）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
旧一・二・六

⑦⑨〔書状〕

（箕田保穀より川越諒宛、若松表方御受出被成下候品物御約定之通御渡可被下ほか）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
旧一・二・二七

⑧⑩口上

（箕田より川越宛、御取置品物御返し被下候様御願申上候）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
旧一・二・二八

⑧①〔書状〕

（地券之儀ハ旧六月迄之日延

〔明治期〕
一 紙 原本 一通

⑧②〔書状〕

（宮下村茂平より戸長河越諒平宛、貢税金取立方間違ニ相見へ候ニ付帳面御取調之義ハ私者方へ御取組被下度）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通
封紙 原本 一枚

⑧③〔書状〕

（大谷〈カネイ〉より川越逸郎宛、縁談之義御願申上度）

〔明治期〕
一 紙 原本 一通

⑧④〔封筒〕

（箕田保穀より川越諒平宛、本紙欠）

〔明治期〕
封筒 原本 一枚

⑧⑤〔封筒〕

（大登村渡部良碩より桑原村戸長河越諒平宛、墨書「急々御依頼書」、本紙欠）

〔明治期〕
封筒 原本 一枚

2

〔袋〕

（「河越諒平様」、反古袋を再利用カ）

〔明治期〕
袋 原本 一枚

①〔申達〕

（西方出張所より自九小区至十五小区々戸長宛、兼テ差出置候證書之通繭上納可有之）

明治七・七・二九
一 紙 写 一通

②〔申達〕

（戸長渡部禎二より河越逸郎宛、履歴進達ハ美濃紙御求メ之上認メ御差出ニ相成候

明治九・八・一五
中判型 原本 一冊
豎帳

様、「若松縣権令岡村義昌宛河越逸郎」履歷明細書」と合綴)

③馬喰休業之願書

(宮下村願人栗城清十郎・兼戸長河越諒平より若松縣令澤簡徳宛、昨年中より足病ニ付歩行不自由ニ付)

明治八・二 一紙 下書 一通

④戸長辭職之願書

(第二大區四小區栗原村淺岐村兩村戸長河越諒平より若松縣令澤簡徳宛、近頃病患時々強發仕職務相勤兼候ニ付)

明治九・三 中判型 控 一冊

⑤覺

(卒度番留四郎より刑法方御役所宛、栗原村常吉より宿料取立願、津川解部方奥書「早速上納可為致」)

(明治期) 一紙 原本 一通

⑥御届書

(第二大區四小區栗原村淺岐村兩村戸長河越諒平より扱所宛、母親俄ニ服病ニ付婦村願)

明治九・三・二八 一紙 下書 一通

⑦自家用料酒製造御届

(岩代國大沼郡栗原村角田忠三より大沼郡長町野主水宛、濁酒九斗八升)

(明治一九) 一紙 下書 一通

⑧農事月報 (田稻ほか)

(明治期) 九月 一紙 下書 二枚

⑨〔記〕

(岩城(ママ)國大沼郡栗原村人数ほか書上、書込「寺帳」)

(明治期) 一紙 原本 一通

⑩〔記〕

(岩城(ママ)國大沼郡栗原村勢書上、距離・反別ほか)

(明治期) 中判型 下書 一冊

⑪地租改正調ニ付取究書之事

(栗原村調人二瓶仙太郎・淺岐村伍長諏訪伊八ほか一名・村代角田長八ほか六名・戸長河越諒平、抹消済)

明治八・六・三〇 中判型 原本 一冊

⑫春會集取究之事

(子組伍長若林伊之松ほか二五名、日番之儀ほか、兼肝煎河越諒平奥書「前書之通相違無之候也」)

(明治期) 壬申・二 中判型 原本 一冊

⑬畑借受小作證文之事

(宮下村小作人目黒金平ほか五人より大登村戸長渡部楨二ほか一名宛、大登村字中川井荒畑地)

明治六・五 中判型 控 一冊

⑭金子借用証文之事

(十小區栗原村借主河越諒平ほか二名より大登村馬場庄平宛、金百五十一円五十二錢、「引当之人參畑」ほかを合綴)

明治七・二・一六 中判型 控 一冊

<p>⑮金員并蠟品借用書 （第一六区乗原村借主河越太平ほか二一名より同区同村金主長谷川富三郎ほか七名宛、訴訟入費金宮下村へ出金ニ付借用仕度、蠟三拾貫百廿目ほか、印紙添付）</p> <p>明治一一・五・二〇 中判型 原本 一冊</p>	<p>⑯借用書 （第十六区乗原村借主小林伊之三ほか七名より同村河越太平ほか一三名宛、訴訟入費出金方ニ差支ニ付借用仕、印紙添付）</p> <p>明治一一・五・二〇 中判型 原本 一冊</p>	<p>⑰〔断簡〕 （戸長河越諒平より若松縣令澤簡徳宛、「大繩場 三段五畝廿歩」ほか、前欠カ）</p> <p>明治七・一〇 一紙 写カ 一通</p> <p>村と町 諸負担</p>	<p>3 〔袋〕 （「明治六年割金 同七年帳記」、反古袋を再利用）</p> <p>〔明治期〕 袋 原本 一枚</p>	<p>①〔記〕 （金銭書上、御出張所へ呼出費ほか、浅岐村分）</p> <p>〔明治期〕 一紙 原本 一通</p>	<p>②〔記〕 （金銭書上、メ四貫六十式匁九分）</p> <p>〔明治期〕 一紙 原本 一通</p>	<p>③〔書状〕 （河越諒平より父上宛、間方村之帳記此ものニ御遣被下度ほか、「大至急」）</p> <p>〔明治期〕 一紙 原本 一通</p>	<p>4 〔袋〕 （「歳徳神徳」、反古紙を再利用）</p> <p>〔明治期〕 袋 原本 一枚</p>	<p>①回章 （宮下小学訓導より、書込「至急」）</p> <p>〔明治八〕 一紙 原本 一通</p>	<p>-1〔回章〕 （訓導渡部良碩より大登村ほか三ヶ村御役人宛、学校入費割合の件、メ金九圓九拾六錢七厘五毛、封紙に合綴）</p> <p>〔明治〕八・八・五 中判型 原本 一冊</p>	<p>-2七月九月迄学校入費割賦 （訓導より大登村ほか三ヶ村戸長宛）</p> <p>〔明治〕八・一〇・三〇 一紙 原本 一通</p>	<p>②西方會所積金仮割 区長給料一月分三月迄之分 地價百分之五 戸長給料割合取遣帳 （乗原村）</p> <p>明治七・六・四 中判型 原本 一冊</p>	<p>③記 （馬場庄作より間方村伍長宛、病氣ニ付御日延日数カ、庄作分ほか）</p> <p>〔明治期〕 中判型 原本 一綴</p>	<p>④〔記〕 （金銭書上、三十壹錢七厘壹）</p> <p>〔明治期〕 中判型 原本 一冊</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---

毛ほか

⑤〔記〕

(金銭書上、「十二等割当り」)

〔明治期〕

中判型 横帳 原本 一冊

⑥〔記〕

(金銭書上)

〔明治期〕

中判型 横帳 原本 一冊

⑦〔書状〕

(金子落掌ほか、「石田嶋」)

〔明治期〕

一紙 原本 一通

村と町

5

〔袋〕

(黒判「京菓子所小國屋喜四郎」、反古袋を再利用)

〔明治期〕

袋 原本 一枚

①覚

(宮下村名主喜兵衛・組頭兵助より乗原村名主次郎左衛門宛、反別書上、合六町式反七畝廿四歩)

元禄七・一一・三

一紙 写 一通

②覚

(宮下村名主喜兵衛・与頭兵助より乗原村名主次郎左衛門宛、反別書上、合六町式反七畝廿四歩、朱書「第四号附録」)

元禄七・一一・三

一紙 写 一通

③覚

(宮下村立合藤左衛門ほか四名・名主喜兵衛より乗原村名主清次郎・与頭・惣百姓宛、焼畑反別書上、合四町

享保一四・一一

一紙 写 一通

四反式畝壹銭壹厘四毛

④横濱相場

(朝鮮人参価格カ、洋銀五拾九匁八分五リソ)

〔明治期カ〕

子六・一一

一紙 原本 一通

⑤〔覚〕

(乗原村名主次郎衛門より二瓶藤助宛、反別改面付帳預置の件、前欠)

〔明治期カ〕

寅三・一五

一紙 写カ 一通

⑥覚

(枅彦より川越宛、金銭書上、メ三両三分ト式貫四百八十式文、米代カほか)

〔明治期〕

四・一四

一紙 原本 一通

⑦記

(中村吉平より川越宛、さしひき九十三銭式毛受取)

〔明治期〕

四・二九

一紙 原本 一通

⑧〔記〕

(金銭書上、壹分三朱ト壹貫七百式十五文)

〔明治期〕

一紙 原本 一通

⑨〔記〕

(金銭書上、メ百十九匁六分五リソ)

〔明治期〕

一紙 原本 一通

⑩〔記〕

(会津領主書上ほか)

〔明治期〕

一紙 原本 一通

⑪〔記〕

(金銭書上)

〔明治期〕

一紙 下書カ 一通

⑫證
〔借金證文雛型〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑬〔書狀〕
〔馬場庄作より大谷村五十嵐治平宛、此書狀着次第急速作吾殿御登町ニ相成候様奉願上の件ほか、〔榊原村河越翁宛〕書狀〕を同封〕
〔明治期〕 一紙 原本 一通
旧一〇・一一

⑭〔書狀〕
〔木屋茂左衛門より河越御老君宛、一兩日中若松へ御出張之よし御申し度ほか〕
〔明治期〕 一紙 原本 一通
一一・二七

⑮〔書狀〕
〔ソセエより馬場庄平宛、金圓調達可致旨の件ほか〕
〔明治期〕 一紙 原本 一通
一二・五

⑯〔封紙〕
〔第二大区四小区扱所より桑原村旧戸長河越諒宛、朱書「大急」ほか、中身欠〕
〔明治〕九・八・三 封紙 原本 一枚

⑰〔断簡〕
〔御者 行人町川寫吉平〕
〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑱〔反古カ〕
〔年徳大善神〕ほか〕
〔明治期〕 一紙 原本 一通

6
〔袋〕
〔印「若松下一之町御茶卸小賣三川屋庄七」、反古袋を再利用〕
〔明治期〕 袋 原本 一枚

①契約ヲ履行シ速ニ入費相拂候様云々
〔二瓶仙太郎より、今更入費請求候共償却可致義務無之儀ト奉存候、裏面に酒肴代ほか書上〕
明治一〇・五・二三 一紙 原本 一通

②帰郷御願
〔福島県第拾六区岩代國大沼郡榊原村河越治八ほか一名・同村総代河越逸郎ほか一名より宮城上等裁判所判事竹野敏行宛、河越治八ほか一名無拋事故有之二付帰郷仕度〕
明治一一・ 一紙 下書 一通

③〔記〕
〔第十六区大沼郡榊原村原告惣代二瓶仙太郎ほか一名より福島裁判所長代理若松支廳詰司法省九等出仕立岩一郎宛、出頭并往復費ほか書上、金百八十三円九拾八円廿錢ほか〕
明治一〇・三・二九 一紙 下書 一通

④記
〔中山駅より、中山方壺下行馬代受取、金貳十貳錢三リ〕
〔明治〕一〇・一・一一・二〇 一紙 原本 一通

⑤〔記〕
〔裁判関係人名書上、明治七年十一月出訴若松縣聽訟三坂殿ほか七名〕
〔明治一〇〕 一紙 原本 一通

<p>⑥記 <small>(小谷新右衛門より上宛、(賣上金請取、細末礬石五匁ほか、二口メ六匁老分六り)</small> <small>(明治期)</small> <small>二・一〇</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑦記 <small>(京屋仙太郎より上宛、代金請取、上々□□□惣朱丸形松竹梅のゑ廿人分ほか、金貳円ほか)</small> <small>(明治期)</small> <small>一〇・三</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑧記 <small>(長谷川久三より川越宛、金札六圓受取)</small> <small>(明治期)</small> <small>一・九</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑨入費書出調 <small>(十四人往復代ほか、合貳百六拾九円三拾八錢三厘)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑩記 <small>(代金書上、四十四里一丁十式人往復代ほか)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑪記 <small>(代金書上、わた代ほか、メ三貫八百文)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑫記 <small>(行程書上、白岩より仙臺国分町まで)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑬記 <small>(里程書上、宮城より若松までほか、裏面に家賃ほか書上)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑭記 <small>(漢方書上、唐大黃ほか)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑮記 <small>(漢方代金書上、石膏一錢三分ほか)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑯記 <small>(人名ほか書上、「宮城縣第二大区八小区陸前国宮城郡仙臺国分町百四十三番地飯舍士族斎藤永久」ほか)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑰記 <small>(書類通数書上、山入會訴訟入費請求之訴二通十枚ほか、メ八通九十二枚)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑱記 <small>(語彙書上、「優格」ほか、往来物写カ、牧澤村天野「」より桑原村河越一郎宛「封紙」の再利用)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 写 一通</small></p>	<p>⑲記 <small>(「第二大区八小区国分町百四十三番地ノ内一番地借宅」)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>⑳記 <small>(「国分町神藤小太郎 永頼」)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>	<p>㉑記 <small>(「小三郎事名改遠藤赤通 小田原大行院丁」)</small> <small>(明治期)</small> <small>一 紙 原本 一通</small></p>
---	---	---	--	---	---	--	---	--	---	--	--	--	---	---	--

<p>②②〔書状カ〕 (東一番町三十五番地川邊きく・福島縣第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか三名より、前欠カ)</p> <p>明治一〇・一一・一二</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>②③〔書状〕 (馬場愿治より尊父・尊兄宛、下宿ハ入熟(ママ)ヨリモ多費ニ付御一賢之上御送金有之度)</p> <p>明治一一・一三</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>②④〔書状〕 (逸郎より鈴木(誠介)宛、人頭揃ニ不相成候而者出訴も不相成候処旧會佐野貞次郎殿外一名御配慮被下心強罷在候ほか)</p> <p>〔明治期〕 一・二七</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>②⑤〔書状〕 (朗より御父尊宛、深田検査ニ参り候様ニ候ハ、料理・砂糖少々御買入被下度ほか)</p> <p>〔明治期〕 六・一〇</p> <p>一紙 原本 一通</p>	<p>②⑥〔書状〕 (判事渡邊公未夕本官御免ニ不相成等当地之形勢申上ほか)</p> <p>〔明治期〕 九・一三</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>②⑦〔書状〕 (朗より御父尊宛、此度村方ガ拾入出頭ニ付私も罷出度存候へ共御用多忙等ニ付見合申ほか)</p> <p>〔明治期〕 一〇・二九</p> <p>一紙 原本 一通</p>	
<p>②⑧〔書状〕 (栄町東條相尋詳細承候へ共未夕決評ニ不相成、若松ガ白河迄里程ほか書込)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>②⑨〔書状〕 (一条之儀控訴ニ付惣代一二名ニシテ差出候様御理解ノ上訴状御下ニ相成ほか)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>③①〔書状〕 (福島縣權參事中条公当地へ御出張ニ付租稅課官員福島縣出仕ト御拜命ほか)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>③②〔書状〕 (入費調之儀ハ御引渡ニ差支ニ付宮下ニ而も未夕調ニ不相成ほか)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一紙 下書 一通</p>	<p>③③〔札紙〕 (印字「國府」、朱印「國産名葉」ほか)</p> <p>〔近代〕</p> <p>一紙 板本 二枚</p>	<p>③④〔封紙〕 (墨書「上」)</p> <p>〔江戸期〕</p> <p>封紙 原本 一枚</p>	<p>③⑤〔封筒〕 (墨書「□町」)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>封筒 原本 一枚</p>

③⑥〔封筒〕
(無地)
〔近代〕 封筒 原本 一枚

③⑦〔断簡〕
(山寺米澤屋より馬場中野三郎左衛門宛、本文なし)
〔江戸〕 一紙 原本 一通
〔明治期〕

③⑧〔断簡〕
(一条二付)
〔明治期〕 一紙 下書 一通

訴訟

7
〔袋〕
(第二大區四小區栗原村)「第一号 一慶長度證書」
〔明治期〕 袋 原本 一枚

①〔乍恐書付ヲ以申上候事〕
(焼畑年貢の件、朱書)「第八号 明治十年三月二十日 司法省九等出仕立岩一郎閣」
元禄八・一紙 原本 一通
三・晦

②乍恐返答書を以申上候御事
(大谷与宮下村百姓代次兵衛ほか八名より御代官宛、焼畑年貢の件、朱書)「第九号 明治十年三月二十日 司法省九等出仕立岩一郎閣」
享保一九・一紙 原本 一通
三

③〔焼畑年貢受取証〕
(宮下村名主忠兵衛より栗原村名主次郎兵衛宛、朱書)「明治十年三月二十日 司
享保一九 中判型 原本 一綴
宝曆五 横帳

法省九等出仕立岩一郎閣
ほか)

④〔記〕
(小林家の件、熊三所有田地の件ほか)
〔明治期〕 中判型 原本 一綴
縦帳

⑤〔書状〕
(九々明村戸長若地義平より間方村戸長河越泰助宛、木地師出稼当年も格別御世話被成忝奉存ほか)
〔明治期〕 一紙 原本 一通
五・一八 封紙 原本 一枚

⑥〔書状〕
(入用之物にて適凶之手本早速御届可被下ほか)
〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑦〔書状カ〕
(若松学校も当月朔日方西洋学御開創ニ相成候由)
〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑧〔書状カ〕
(内済ニ而前々之形ニ立返り候ほか)
〔明治期〕 小判型 原本 一冊
横帳

⑨成蘭品評會審査成蹟表
(小島四郎平ほか三九名分、大沼郡中ノ川村東川村組合役場野紙)
〔明治期〕 中判型 原本 一冊
縦帳

⑩〔草木画〕
(袈澤愚閑、彩色)
〔明治期カ〕 一紙 原本 一通

8
〔袋〕
(「明治八ヨリ九年山論書類
〔明治期〕 袋 原本 一枚

逆倉境界論書類」、反古紙を再利用)

①〔書類綴〕

(明治七年九月二三日付若松縣令澤簡徳宛「兼戸長勤向不正ニ付訴状」ほかを合綴、入會裁判関係書類を含む)

明治七、八
中判型 下書カ一綴
縦帳

②同大区同小区宮下村与入會地并山境界論之儀ニ付再三願書

(実以て窮迫ニ及候事件ニ付御指令被成下度、年欠「同大区同小区宮下村与入會地并境界論之儀ニ付再願書」の写を合綴)

(明治期)
中判型 下書 一冊
縦帳

③委任状

(若松縣管下第二大区四小区大沼郡栗原村ヨリ同区同郡宮下村工関シ入合論地ノ事件ニ付深田瀧次郎ヲ以代人卜定メ権限ヲ代理為致)

(明治期) 一紙 下書 一通

④宮下村讓畑

(河越諒平ほか一名、論地絵図カ、書込「治八御呼出ニ付此繪圖持参」、二八×三八cm)

(明治期) 絵図写 一枚

⑤〔論地絵図〕

(宮下村讓畑カ、彩色、二七×三四cm)

(明治期) 絵図写 一枚

⑥松木賣切一札之事

(第二大区十小区栗原村賣主河越太平ほか一名・才判人河越治八より同区宮下村栗城清市宛、字逆倉山分、金四円)

明治七・七
一紙 下書 一枚

⑦覚

(宮下金之丞より栗原衆中宛、金銭書上「壹之口 栗原村当」ほか、封紙に「為取替入金候書附」とあり)

(明治期)
一紙 原本 一通
封紙 原本 一枚

⑧〔記〕

(高陣場山図ほか)

(明治期)
中判型 原本 一綴
縦帳

9

〔袋〕

(栗原村、「山論繪圖面入」ほか)

(明治期) 袋 原本 一枚

①〔山論絵図〕

(第二大区四小区栗原村原告人河越逸郎ほか二名・戸長河越諒平、論地ほか、七一×一四八cm、彩色)

明治八・
絵図 原本 一枚

②〔山論絵図〕

(第二大区四小区栗原村原告人河越逸郎ほか二名、論地ほか、七一×一四八cm、彩色)

明治八・
絵図 原本 一枚

③〔山論絵図〕

(第二大区四小区大沼郡栗原村河越諒平ほか三名・第二

明治八・
絵図写 一枚

大區四小區宮下村惣代細川一馬ほか三名、高土山ほか六六×一八八cm、彩色)

④〔山論絵図〕

(第二大区十小区乘原村原告人河越逸郎ほか二名、高土山ほか、五四×一一〇cm、彩色)

〔明治期〕 絵図 写カ 一枚

⑤〔山論絵図〕

(大曾祢ほか、七〇×七八cm、彩色)

〔明治期〕 絵図 原本 一枚

⑥〔山論絵図〕

(三山潟ほか、四八×八一cm)

〔明治期〕 絵図 下書 一枚

⑦〔山論絵図〕

(地名なし、五四×一五五cm、一部彩色)

〔明治期〕 絵図 下書 一枚

⑧〔山論絵図〕

(地名なし、七三×八一cm)

〔明治期〕 絵図 下書 一枚

⑨地券証御取調御書替願

(入會之地券ニ御改正被成下度)

〔明治期〕 中判型 下書 一綴 縦帳

⑩〔記〕

(朗より御父尊宛、大谷村ニテ従前唱候山字名ほか書上、前欠カ)

〔明治〕一〇・三・一六 一紙 原本 一通

10 〔袋〕

(「請求訴状写并請求ノ訴答

〔明治期〕 袋 原本 一枚

書ノ類」ほか、反古袋を再利用)

①入費請求不服ノ控訴状稿

(北洲舎員粉山頼三郎草稿・代言人嶋橋義幹・代書人齋藤永久、原告人川越逸郎ほか二名、被告人齋藤善次郎ほか三名、訴訟入費規則外ノ入費悉皆償却致スヘシトノ御判決不服ニ付)

明治一〇・一一・六 中判型 下書 一冊 縦帳

②上申書

(宮下村江係ル訴訟入費請求之一件ニ付登町スベキ道理無之儀ト奉存候)

〔明治期〕 中判型 下書 一綴 縦帳

③帰郷御願

(福寫縣下第拾六区岩代國大沼郡乘原村河越治八ほか一名・同村総代河越逸郎ほか一名より宮城上等御裁判所判事竹野敏行宛、無処事故有之ニ付)

明治一一・一二 中判型 写 一冊 縦帳

④宮下村総代往復調書

(朱書「不差出候」)

明治七〇九 中判型 原本 一冊 縦帳

⑤往復度数調

(山論出訴に付、二瓶仙太郎ほか分)

明治七〇 中判型 原本 一冊 縦帳

⑥控訴出庭日記

(日時・人数ほか書上)

明治一〇〇 中判型 原本 一冊 縦帳

⑦〔往復度數調カ〕

（福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか三名・代言人嶋橋義幹・右差添人齋藤永久より宮城上等御裁判所判事竹野敏行宛、登町帰村日ほか書上、前欠）

明治二一・一紙 控カ 三枚
一・八

⑧往復度數調

（福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか三名・右代言人嶋橋義幹・右差添人齋藤永久より宮城上等御裁判所判事竹野敏行宛、登町帰村日ほか、明治七）

明治二一・一紙 控 一冊
一・一七

⑨記

（登町帰村日ほか書上）

明治七、一紙 中判型 原本 一冊
一〇

⑩〔記〕

（「一被告答書写之事」ほか）

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑪〔記〕

（出訴経費書上、「往復度數調」ほか合綴）

〔明治期〕 中判型 原本 一冊
一紙 帳

⑫〔記〕

（出廷経費ほか書上）

〔明治期〕 中判型 下書 一冊
一紙 帳

⑬〔記〕

（登町帰村回数ほか）

〔明治期〕 一紙 下書 二枚

⑭委任状

（福島縣管下大沼郡栗原村小）

明治二〇・一紙 中判型 原本 一冊
一〇・一〇 帳

林伊之三ほか一名、福島縣管下第十六区大沼郡栗原村ヨリ同区宮下村へ関シ山論入費事件ニ付河越逸郎二瓶仙太郎へ権限之事ヲ代理為致）

⑮委任状之事

（福島縣岩代国大沼郡栗原村総代河越逸郎ほか一名より宮下村へ係ル訴訟入費請求ノ一件上告届等ニ付嶋橋義幹へ権限ノ事ヲ代理為致）

明治二一 一紙 下書カ一通

11

〔袋〕

（「入會論二関スル旧書一号ヨリ十号入」ほか、反古袋を再利用）

〔明治期〕 袋 原本 一枚

①山入會論訴訟入費請求之訴答書

（福島縣第十六区大沼郡栗原村総代被告人河越逸郎ほか二名より福島縣裁判所長代理若松支廳詰司法省九等出仕立岩一郎宛、訴訟入費取調前書互ニ押印仕為替置候云々の件ほか、朱書「第三号」）

明治二〇・一紙 中判型 写 一冊
五・二三 帳

②山入會論訴訟入費請求之決答書扣

（福島縣下第十六区大沼郡栗原村總代被告人二瓶仙太郎ほか二名より福島縣裁判所長代理若松支廳詰司法省九

明治二〇・一紙 中判型 控 一冊
五・三一 帳

等出仕立岩一郎宛、入費ハ
桑原村ヨリ償却スヘキ義務
無之候得ハ今更償却可致ト
ノ尊命ハ落意不仕)

③ 五ヶ所手入御指令願

(第二大区四小区桑原村原告
惣代二瓶仙太郎ほか一名・
代言人深田瀧次郎より若松
縣裁判所七等判事渡邊清宛
当年之儀ハ留山不致一日一
駄ツ、刈取候様厚御理解被
成下置度)

明治九・
九・二 中判型 控 一冊
豎帳

④ 病氣ニ付日延願

(出頭猶豫被成下度、雛型)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑤ 明治七年租税賦皆済

(桑原村・宮下村分)

明治七 中判型 原本 一冊
豎帳

⑥ 記

(糸敬より川越御隠居宛、酒
手形ほか代金明細カ)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

12

〔包紙〕

(若松支廳 林某)ほか、反
古紙を再利用)

〔明治期〕 一紙 原本 一枚

① 〔封紙〕

(第十六區會所より桑原村用
係仕長宛、朱書「至急」ほ
か)

〔明治〕一〇 一紙 原本 一通
五・二三

-1 〔申達〕

(第十六區會所より桑原村用

〔明治一〇〕 一紙 原本 一通
五・二三

係仕長宛、無遅滞出頭候様
可相達)

-2 〔召喚状〕

(福島裁判所若松支廳より、
第十六區桑原村惣代宛、来
ル廿六日午前第八時民事課
江罷出ヘキ、朱書「第六百
三十七号」)

明治一〇・
五・二二 一紙 原本 一通

② 〔封紙〕

(第十六區會所より宮下村ほ
か一ヶ村用係仕長宛、朱書
「大急」ほか)

〔明治〕一〇 封紙 原本 一枚
・六・一

-1 〔申達〕

(第十六區會所より宮下村ほ
か一ヶ村用係仕長宛、無遅
滞出頭候様可相達)

〔明治〕一〇 一紙 原本 一通
・六・一

-2 〔召喚状〕

(福島裁判所若松支廳より、
第十六區桑原村宛、来ル六
月四日午前第八時民事課江
罷出ヘキ、朱書「第六百三
十七号」)

明治一〇・
五・三一 一紙 原本 一通

③ 〔申達〕

(第十六區會所より桑原村用
係仕長宛、無遅滞出頭候様
可相達、別紙「〔召喚状〕」
は欠、朱書「大急」ほか)

〔明治〕一〇 一紙 原本 一通
・七・一七 封紙 原本 一枚

④ 〔封紙〕

(第十六區會所より桑原村用

〔明治一〇〕 一紙 原本 一通
七・二〇

係仕長宛、朱書「大至急」
ほか

-1 [申達] (明治一〇) 一紙 原本 一通

(第十六区會所より稗原村用
係仕長宛、別紙達越相成候)

七・二〇

一紙 原本 一通

-2 [召喚状] (明治一〇) 一紙 原本 一通

(福島裁判所若松支廳より、
第十六区桑原村用係宛、来
ル廿四日午前第八時民事課
江罷出へキ、朱書「番外」)

七・一九

一紙 原本 一通

⑤ [封紙] (明治一〇) 封紙 原本 一枚

(第十六区會所より宮下村用
係仕長宛、朱書「急」ほか)

九・八

封紙 原本 一枚

-1 [申達] (明治一〇) 一紙 原本 一通

(第十六区會所より稗原村ほ
か一ヶ村用係仕長宛、出頭
候様可相達)

九・八

一紙 原本 一通

-2 [召喚状] (明治一〇) 一紙 原本 一通

(福島裁判所若松支廳より、
第十六区宮下村ほか一ヶ村
惣代宛、来ル十二日午前第
八時民事課江罷出へキ、朱
書「第六百三十七号」)

九・七

一紙 原本 一通

⑥ [記] (明治期) 一紙 原本 一通

(宮下齋藤房吉より稗原村用
係宛、持夫賃二ツ割金式錢
六り御渡し被下度)

九月

一紙 原本 一通

⑦ [封紙] (明治一〇) 封紙 原本 一枚

(第十六区會所より稗原村用
係仕長宛、本紙欠、朱書「急」
ほか)

七・二三

封紙 原本 一枚

⑧ [封紙] (明治期) 封紙 原本 一枚

(米沢宮内栗野茂左衛門より
稗之原村河越諒平宛「至急
要用」)

四・一六カ

封紙 原本 一枚

⑨ [封紙] (明治期) 封紙 原本 一枚

(第十六区會所より稗原村用
係仕長宛、封紙のみ、朱書
「急」ほか)

九・五

封紙 原本 一枚

13 [袋] (明治期) 袋 原本 一枚

(「享保度山論ニ付宮下村ヨ
リ差出候旧書類 六通」反
古袋を再利用)

[明治期]

袋 原本 一枚

① 訴訟目安ノ儀ニ付御尋ノ答書 (明治一〇) 一紙 下書 一通

(第十六区稗原村惣代二瓶仙
太郎ほか一名・代理人深田
瀧次郎より、惣山入會タル
コト明瞭可仕卜心得奉訴願)

三・二四

一紙 下書 一通

② 山税ノ儀御尋ニ付御答 (明治期) 中判型 下書 一冊

(自村山ノ計リノ山税ニハ過
分ニ相見へ)

[明治期]

中判型 下書 一冊

③ 稗原村宮下村入會論ノ儀書取ヲ (明治期) 一紙 写カ 一通

以テ申シ出候様被仰聞候ニ付左
ニ奉申上候
(第二号証書ニ先御代ヨリ入
會ニ御座候ほか、後欠)

[明治期]

一紙 写カ 一通

④ 栞原宮下両山論之儀ニ付申上
〔明治期〕 一紙 下書 一通
〔訴訟申上候訴状之大意旨ほか〕

⑤ 〔明治七年十一月九日奉訴願候
訴状之旨意御尋ニ付申上〕
〔惣山入會タルコト明瞭可仕
ト心得奉御訴訟〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑥ 〔明治七年十一月九日奉訴願候
訴状之旨意御尋ニ付申上〕
〔惣山入會タルコト分明可仕
ト心得奉御訴訟〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑦ 〔栞原村ヨリ宮下村へ係ル山地
入會之儀ニ付申上〕
〔素々入會ノ地所縮メンカ為
ル奸策ヲ廻ラシ私共ヲ欺キ
人民ノ妨害ヲナシ実ニ困却
相極〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑧ 〔栞原宮下入會山之儀ニ付申上〕
〔山税の件〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑨ 代人願
〔第十六區栞原村願人川越治
八・第十一區糠塚町代理人
鈴木誠介より、第十六區宮
下村江係ル山論ノ儀ニ付申
上訴致居候處鈴木誠介ニ代理
為致度〕
明治一〇・
三 中判型 控カ 一冊
豎帳

⑩ 慶長度田畑論為取替証書
〔栞原宮下田畑論無事ニ付覺
書〕
〔明治期〕 一紙 写 一通

⑪ 〔書状〕
〔昨日御依頼申上候草稿ハ此
のものへ被遺度〕
〔明治期〕 一紙 下書 二枚

14
〔袋〕
〔天保年中焼畠年貢取立調
写〕ほか、反古袋を再利用〕
〔明治期〕 袋 原本 一枚

① 上申書
〔警察費金上納之御達留書帳
記載も無之当村之納分何程
ニ御座候哉〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

② 上申書
〔警察費金上納之御達留書帳
記載も無之当村之納分何程
ニ御座候〕
〔明治期〕 一紙 下書 一通

③ 訴訟入費ノ儀ニ付歎願書
〔福寫縣第十六區栞原村被告
総代河越逸郎ほか一名より
福寫裁判所長代理若松支廳
司法省九等出仕立岩一郎宛
何卒入費ノギハ原被自費ニ
被成下度、貼紙「無用之事」〕
明治一〇・
六・一一 中判型 写 一冊
豎帳

④ 入會山論訴訟入費請求事件綴込
〔明治一〇年六月二十七日付福
寫裁判所長代理若松支廳詰
司法省九等出仕立岩一郎宛
「代人願書」ほかを合綴、
付箋「第六百七十三号 林
殿」〕
明治一〇
三 中判型 原本 一冊
豎帳

⑤控訴御届書

（被告第十六区乗原村総代河越治八ほか一名より、原告第十六区宮下村ヨリ同区乗原村へ係ル訴訟入費之訴御裁判ニ不服ニ付）

〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑥當午ノ乗原村焼畑御年貢勘定取立帳

（宮下村、朱書「第四号 同附録」）

正徳四・一 一 中判型 横帳 写 一冊

15

〔袋〕
（焼畑地代所書帳）、反古袋を再利用）

〔明治期〕 袋 原本 一枚

①山論訴訟目安御尋答書

（第十六区乗原村惣代二瓶仙太郎ほか一名より福寫裁判所若松支庁民事課宛、惣山入會タルコト明瞭可仕儀ト心得）

明治一〇・三・二四 一 中判型 横帳 写 一冊

②上申書

（第二大区四小区乗原村原告惣代河越諒平ほか一名・同代人深田瀧次郎・同区宮下村被告惣代細川一馬ほか二名より大谷村出張直喜義憲ほか二名宛、入會山境界取極メ御見分受候ケ所の件字ケ所境界ニおゐてハ後日互ニ申分無之、「御受書」ほか合綴）

〔明治九カ〕 中判型 横帳 写 一冊

③〔入会地所ノ件ニ付上申〕

（第十六区大沼郡乗原村総代渡部丑太郎ほか二名より福島縣五等属矢部重高宛、宮下村取調ハ不明瞭ニ御座候儀ト心得）

明治一・一 一紙 下書 一通

④〔入会地所ノ件ニ付御審判願〕

（惣山入會タルコト明瞭可仕儀ト心得）

明治一〇・三・二六 一 紙 下書 一通

⑤山地入會願

（宮下地内字倉谷入総山の件、一村難立行場合ニ至ニ付）

明治一・一 一 中判型 横帳 写カ 一冊

⑥當午乗原村焼畑御年貢勘定取立帳

（宮下村、朱書「明治十年三月二十日司法省九等出仕立岩一郎閱」ほか）

正徳四・一 一 中判型 横帳 原本 一冊

⑦當辰焼畑地代金取立小前帳

（大谷組宮下村、「天保七年一月二月」焼畑御年貢帳」ほか合綴）

天保三・一 一 中判型 横帳 原本 一冊

16

〔袋〕
（山論書類）、反古紙を再利用）

〔明治期〕 袋 原本 一枚

①裁判言渡

（福島裁判所若松支廳より福島縣岩代国大沼郡乗原村総代原告人河越諒平ほか三名・福島縣岩代国大沼郡宮下村総代被告人細川一馬ほか

明治一〇・四・九 一 中判型 横帳 写 一冊

三名宛、倉谷入惣山争論の件、訴状返答書共二却下之事)

②〔裁判言渡〕

(宮城上等裁判所より福島縣岩代国栗原村総代原告河越逸郎ほか一名・右代言人島橋義幹・福島縣岩代国大沼郡宮下村総代被告齋藤善次郎ほか二名宛、訴訟入費償却一件不服ノ控訴之件ニ付原告ハ被告ノ請求スル金額ノ内前記成規ニ觸レタル部分ヲ除キ其ノ余ハ償却スヘキモノト心得ヘシ)

明治一・九 小判型 写 一綴 豎帳

③申渡

(福島裁判所若松支廳より福島縣岩代国大沼郡栗原村川越諒平ほか一名宛、民事詞訴一件ニ付無届遅参罰金申付ル、朱書「十一年第三百九十五号」)

明治一・五 一紙 原本 一通

④〔訴状〕

(齋藤善次郎ほか二名より、訴訟入費相拂候様御裁断被成下置、前後欠カ)

明治一〇・五・七 一紙 写 一通

⑤訴訟入費請求不服ノ控訴状扣

(原告代言人島橋義幹・代書人齋藤永久より宮城上等裁判所長判事坂本政均宛、訴訟入費規則外ノ入費記載ア

明治一〇・一一・六 中判型 写 一冊 豎帳

ルヲ悉皆償却致ヘシトノ御判決ハ不服ニ付、朱書「第五号」)

⑥訴訟入費償却ノ上告

(福島縣第十六区岩代国大沼郡栗原村総代上告人河越逸郎ほか一名より福島縣第十六区岩代国大沼郡宮下村総代被告人齋藤善次郎ほか二名宛、原告栗原村ヨリ被告宮下村江係り倉谷入惣山入會の件、聽断ノ定規ニ背キ且法ニ適セサル判決ナリト思考ス、「別冊証據目錄」ほか合綴)

〔明治期〕 中判型 下書 一冊 豎帳

⑦〔訴状〕

(宮下村ヨリ係ル山入會論中訴訟入費請求之儀ニ付彼是苦情申立入費償却不致難渋仕)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑧訴訟入費請求ノ儀ニ付再決答書

(福島縣第十六区栗原村被告総代二瓶仙太郎ほか一名より福嶋裁判所長代理若松支廳司法省九等出仕立岩一郎宛、四年間ノ入費原告ノ廉ヲ以テ被告ヘ償却致ヘクノ尊命ハ落意仕兼)

明治一〇・六・八 中判型 写 一冊 豎帳

⑨訴訟入費請求不服控訴ノ答

(福島縣第十六区岩代国大沼郡宮下邨惣代被告人齋藤善

明治一〇・一二・二一 中判型 写 一冊 豎帳

次郎ほか一名より宮城上等
裁判所判事竹野敏行宛、實
二不都合之訴状仕多分ノ損
害ヲ被懸迷惑至極)

⑩ 稗原宮下兩村入會論之儀書取
(第十六區稗原村惣代河越逸
郎ほか二名より福島裁判所
若松支廳詰司法省九等出仕
立岩一郎宛、此上土地減少
仕候様ニテハ実二一村退轉
ノ場合ニ立至リ困苦焦慮千
万)

⑪ (訴訟入費催促之儀ニ付申上)
(被告人福島縣岩代國大沼郡
稗原村惣代河越治八ほか一
名より、判文中訴訟入費償
却ノ明文モ記載無之ニヨリ
償却致シ難ク)

明治一〇・
三・一九
中判型 下書 一冊
一紙 下書 一通

⑫ 上申書
(福島縣下第十六區岩代國大
沼郡稗原村惣代河越逸郎ほ
か一名・代言人島橋義幹・
差添人齋藤永久より宮城上
等裁判所判事竹野敏行宛、
宮下邸へ係ル訴訟入費請求
ノ一件ニ付被告ニ於テ該訴
ノ為メ登町スベキ道理無之
朱書「訴訟用紙三錢宛ノ紙
三枚 表紙共五枚 十一年
二月廿七日進達」)

明治一一・
二・二七
中判型 写カ 一冊
豎帳

⑬ 記
(第十六區稗原村河越諒平ほ
か一名より福島裁判所長代
理若松支廳詰判事補町田真
秀宛、御呼出遅參之罰金上
納仕、朱印「受領」)

⑭ (訴訟入費償却事件ニ付申上)
(綴マル処初審裁判文ケ八直
者ナルヘキヤ)

明治一一・
五・一五
一紙 原本 一通
〔明治期〕
中判型 下書 一冊
豎帳

⑮ (入會山出訴ノ件)
(止ムヲ得スシテ出訴ニ及候、
後欠)

⑯ 原被申口御聞置ノ願書 山論始
末書
(第二大區四小区稗原村惣代
河越逸郎ほか一名・代言人
深田瀧次郎より大谷村御出
張直喜義憲ほか一名宛、桑
原方宮下へ係リ山地入會之
儀ニ付被告曲者ナル事明白
ナリほか)

〔明治期〕
一紙 下書 一通
明治九・
八・三
中判型 控 一冊
豎帳

⑰ 地券証御取調御書替願
(稗原村より、宮下邸村内字
サ倉谷入惣山の件、従前ノ
通入會地券ニ御改正被成下
置度)

明治一〇・
一一
中判型 控カ 一冊
豎帳

⑱ 帰郷御願書
(福島縣下第拾六區岩代國大
沼郡稗原村河越治八ほか一
名・同村惣代河越逸郎ほか

明治一一・
一・二二
中判型 原本 一冊
豎帳

一名より宮城上等裁判所判事竹野敏行宛、被告宮下村へ係ル訴訟入費請求不服ノ儀奉控訴審判中ノ處無執事故有之ニ付、宮城上等裁判所奥書「聞届候事」

⑲ 帰縣願

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、私共、カ訴訟入費償却上告之處無據家事ニ付)

明治一・一紙控一通

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、私共、カ訴訟入費償却上告之處無據家事ニ付)

⑳ 帰縣願

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、私共、カ訴訟入費償却上告之處無據家事ニ付)

明治一・一紙控一通

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、本日上告仕候些少入費償却之件ハ、白井政夫儀代理為致ニ付)

㉑ 帰縣願

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、本日上告仕候些少入費償却之件ハ、白井政夫儀代理為致ニ付)

明治一・一紙控一通

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、訴訟入費償却之儀奉^上告候處不據家事ニ付、大審院奥書一聞届候事)

㉒ 帰縣願

(福島縣下栞原村総代河越逸郎ほか一名より大審院長代理判事玉乃世履宛、訴訟入費償却之儀奉^上告候處不據家事ニ付、大審院奥書一聞届候事)

明治一・一紙控一通

㉓ 山論之儀ニ付再願書

(同区宮下村へ入会山之儀ニ付御訴訟の件、後欠)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

㉔ 御届

(大審院判事玉乃世履宛、訴訟入費償却事件上告の件、不当之御判決ト思考仕、書込「十一年八十一号」)

〔明治一〕 一紙 下書 一通

㉕ 〔焼畑年貢取立帳〕

(大谷組宮下村の天保三年・同七年・同一一年・弘化四年分)

明治九・七・三〇 中判型 写 一冊

㉖ 〔裁判資料綴〕

(「第一一〇号 答辨書」ほか合綴、第一一〇一五号ほか)

明治九 中判型 写カ 一綴

㉗ 御審判中差出候書類之部

(訴訟用三錢罫紙八枚ほか、「出庭之部」ほか合綴)

明治一〇・五〇九 中判型 原本 一冊

㉘ 上告日誌

(河越、「六日町宮原ノ借宅 渡部佐太郎同佐吉」)

明治一・四〇六 小判型 原本 一冊

㉙ 若松入費

(訴訟経費書上、メ五拾四円)

明治一〇・五〇九 中判型 原本 一綴

㉚ 〔記〕

(答書・出庭日ほか書上)

明治一〇・五〇九 一紙 原本 二枚

㉛ 福島縣下岩代國大沼郡宮下村へ係り訴訟入費請求ノ儀ニ付入費

(答書・出庭日ほか書上)

明治一・三〇一 中判型 写カ 一冊

調書

（福島縣下岩代国大沼郡稗原村原告惣代河越逸郎ほか一名、メ百貳拾壹円五拾四錢、往復之部ほか）

③② 書類及出席往復調書 訴訟入費取調書
（福島縣下岩代国大沼郡稗原村原告惣代河越逸郎ほか一名、メ金百拾壹圓九拾九錢、往復ノ部ほか）

明治一・三
三・一三
中判型 控 一冊
豎帳

③③ 記

（世話人より総代宛、金貳百七拾六円相渡申候）

〔明治期〕
七・二〇
一紙 原本 一通

③④ 〔記〕

（裁判書類冊数書上、「若松裁判所江差出シタル宮下村ノ訴状」ほか）

〔明治期〕
一紙 原本 一通

③⑤ 福島縣第十六区宮下村ヨリ同区稗原村へ係り山論訴訟入費請求ノ儀出訴ニ付書類及出席往復調書
（「答書其外裁判所へ差出タル書類ノ部」のみ書上、一出庭ノ部）は中絶）

〔明治期〕
一紙 下書 一通

③⑥ 委任状

（福島縣管下大沼郡稗原村河越太平ほか九名より、福島縣管下第十六區大沼郡稗原村ヨリ同區宮下村へ関シ山

明治一〇・一一・九
中判型 原本 一冊
豎帳

論入費ノ事件ニ付稗原村河越治八角田弥曾八ヲ以テ代理為致）

③⑦ 委任状

（訴訟入費償却上告ノ部理代人の件、反古カ）

明治一・四・二三
一紙 下書 一通

③⑧ 委任状

（第十六区稗原村河越太平ほか二〇名より、福島縣下第十六區大沼郡宮下村ヨリ同區稗原村へ係ル入費ノ事件ニ付稗原村二瓶仙太郎ヲ以テ権限ヲ代理為致）

明治一・五月
一紙 原本 一通

③⑨ 委任状

（福島縣第十六區岩代国大沼郡宮下村江係ル訴訟入費償却上告ノ代理及ヒ代言の件、雛型）

〔明治期〕
一紙 下書 一通

④① 定約書

（福島縣岩代国大沼郡稗原村総代河越逸郎ほか一名より北洲舎宛、訴訟入費償却之上告事件貴舎工委任致候ニ付、全八条）

〔明治期〕
一紙 下書 二枚

④② 扱済口一札之事

（稗原村長谷川富三郎ほか九名より御村中宛、宮下稗原訴訟入費事件示談ニ付村中睦合可申）

明治一・九・二八
中判型 控 一通
豎帳

<p>④②〔書状〕 （河越逸郎ほか一名より白井政夫ほか二名宛、大審院出頭日限ニ付日延願書相添進達被下度）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通 九・一五</p>	<p>④③〔書状〕 （大審院方御呼起之御達到着致候處愚父儀者病床ニ打臥出京仕兼ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>④④〔断簡〕 （福嶋縣第十六区岩代國大沼郡栗原村総代河越逸郎ほか一名、書込「十一年八十一号」、裏書「帰縣仕度」ほか、前欠）</p> <p>明治一・一紙 下書 一通 五・二四</p>	<p>④⑤〔断簡〕 （福嶋縣第十六区岩代國大沼郡栗原村総代河越逸郎ほか一名、書込「十一年八十一号」、前欠）</p> <p>明治一・一紙 下書 一通 五・二四</p>	<p>④⑥〔断簡〕 （福嶋縣第十六区岩代國大沼郡栗原村総代河越逸郎ほか一名、書込「十一年八十一号」、前欠）</p> <p>明治一・一紙 下書 一通 五・二四</p>	<p>④⑦〔断簡〕 （福嶋縣第十六区岩代國大沼郡栗原村総代河越逸郎ほか一名、書込「十一年八十一号」、前欠）</p> <p>明治一・一紙 下書 一通 五・二四</p>	<p>④⑧〔断簡〕 （金銭書上、「十七日廿四銭」ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 原本 一通</p>	<p>④⑨〔反古〕 （御聞届被成下候様奉願候ほか、前欠カ）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>⑤⑩〔反古〕 （栗原村宮下村山論訴訟入費の件）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>⑤⑪〔反古〕 （地券証ヲハ繪図面へ御引合ニ相成候也）ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>⑤⑫〔反古〕 （「十六區」ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>⑤⑬〔反古〕 （「則惣山入会之確乎たる証據ニて」ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>⑤⑭〔反古〕 （「上酒五合御買入被下度」ほか）</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>17 〔袋〕 （無地）</p> <p>〔明治期〕 袋 原本 一枚</p>	<p>①〔裁判書類綴〕 （福嶋縣第十六区岩代國大沼郡栗原村総代河越逸郎外名、「倉谷入総山裁判状」ほか一一件、宮城上等裁判所）</p> <p>明治一〇、 中判型 写カ 一冊 一 豎帳</p>
---	--	---	--	--	--	---	---	--	--	---	--	--	---	--

審理分、朱書「第一号」ほか、訴訟用野紙

②〔論地絵図〕

（字高陣場ほか、彩色、九四×一一三cm）

〔明治期〕 絵図 原本 一枚

③〔記〕

（地種・反別ほか書上、字中曾根ほか分、年欠〔福島縣令三島通庸宛丙号保証書〕を合綴）

〔明治期〕 中判型 控 一冊

④〔記〕

（地種・反別ほか書上、字丸山ほか分、福島縣管下野紙）

〔明治期〕 中判型 原本 一冊

18

〔袋〕

（「入會論書類」、反古紙を再利用）

〔明治期〕 袋 原本 一枚

①裁判言波

（福島縣裁判所若松支廳より福島縣岩代國大沼郡栗原村惣代原告人河越逸郎ほか三名・福島縣岩代國大沼郡宮下村惣代被告人齋藤善次郎ほか三名宛、宮下村地盤倉谷人物山入会争論の件、訴状返答書共却下候事、朱書「第壹号」）

明治一〇・四・九 中判型 写カ 一冊

②第四号 初告裁判状

（福島裁判所若松支廳より原告人福島縣第十六区岩代國

明治一〇・九・一四 中判型 写 一冊

大沼郡宮下村惣代齋藤善次郎ほか三名・被告人福島縣第十六区岩代國大沼郡栗原村惣代河越治八ほか一名宛原訴々入費金二百七拾壹円四拾三錢三厘ハ被告ヨリ原告ヘ可相償事）

③〔裁判言波〕

（宮城上等裁判所より福島縣岩代國大沼郡栗原村惣代原告河越逸郎ほか一名・右代言人島橋義幹・被告齋藤善次郎ほか二名宛、訴訟入費償却一件不服控訴の件、原告ハ成規ニ觸レタル部分ヲ除キ其餘ハ償却ス可キモノト心得ヘシ、朱書「第十号」）

明治一一・三・九 中判型 写 一冊

④〔申達〕

（福島縣大沼郡長木本貞より栗原村外三ヶ村戸長役場宛別冊控訴状および召喚状共栗原村へ下付ニ付キ出頭之受書ハ直チニ郵送スヘキ、朱書「郡乙第七拾八号」、明治一三年三月二三日付〔宮城上等裁判所ヨリ召喚状〕ニほか合綴）

明治一三・三・二九 中判型 写 一冊

⑤〔召喚状〕

（宮城上等裁判所より二瓶仙太郎宛、証拠物相携出頭可致、朱書「本年第三十六号」）

明治一三・四・二四 封紙 原本 一枚

⑥ 山人會論訴訟入費請求之訴状
 (福島縣下岩代国大沼郡第十
 六區宮下村總代齋藤善次郎
 ほか三名・代書人廣居陸郎
 より福島裁判所長代理若松
 支廳司法省九等出仕立岩一
 郎宛、彼是苦情申立入費償
 却不致難渋候、朱書「第六
 百三十七号」ほか)

明治一〇・
 五・七 中判型 写 一冊
 豎 帳

⑦ 入費請求不服控訴状
 (代言人島橋義幹ほか一名よ
 り宮城上等裁判所長判事坂
 本政均宛、訴訟入費規則外
 ノ入費記載アルヲ悉皆償却
 致スヘシトノ御判決不服ニ
 付)

明治一〇・
 一一・六 中判型 控カ 一冊
 豎 帳

⑧ 訴訟入費請求之訴
 (福島縣岩代国大沼郡栗原村
 總代人原告總代人二瓶仙太
 郎・代書人佐藤久米造より
 福島裁判所長代理若松支廳
 詰判事一賀道文宛、訴訟入
 費償却致候様数次被告へ督
 促ニ及ト雖モ更ニ一片之廻
 答モ無之太々難渋谷マリ候
 ニ付)

明治一二・
 一一・三 中判型 控 一冊
 豎 帳

⑨ 訴訟入費請求之訴
 (福島縣岩代国大沼郡栗原村
 總代人原告總代人二瓶仙太
 郎より宮下村宛、朱書「十
 二年第二千六百五十二号」
 ほか、本文欠)

明治一二・
 一一・二 一 紙 控カ 一通

⑩ 訴訟入費請求之訴
 (福島縣岩代国大沼郡宮下村
 齋藤房吉外四拾八名總代人
 原告總代人伊藤運吉より福
 島裁判所長代理若松支廳詰
 判事一賀道文宛、栗原村工
 請求方屢々促スト雖トモ償
 却不仕ニ付、朱書「十二年
 第二千九百四十五号」ほか)

明治一二・
 一一・五 中判型 写 一冊
 豎 帳

⑪ 訴訟入費償却ノ上告
 (福島縣第十六区岩代国大沼
 郡栗原村總代上告人河越逸
 郎ほか一名・福島縣第十六
 区岩代国大沼郡宮下村總代
 被告人齋藤善次郎ほか二名
 より、七月一五日付「記(旅
 籠料受取)」が挟込)

〔明治期〕
 小判型 写 一冊
 豎 帳

⑫ 訴訟入費之儀ニ付決答書
 (河越逸郎ほか一名より、栗
 原村曲者ニ因テ入費償却可
 致ノ尊命ハ何共恕察仕兼候、
 書込「是ハ不差出」)

明治一〇・
 六 中判型 原本 一冊
 豎 帳

⑬ 訴訟入費請求不服ノ控訴答
 (福島縣第十六区岩代国大沼
 郡宮下村惣代被告人齋藤善
 次郎ほか二名より宮城上等
 裁判所長判事坂本政均宛、
 今般不服ヲ申立実ニ不都合
 ノ訴状仕多分ノ損害ヲカケ
 迷惑至極、朱書「第六号之
 内」)

明治一〇・
 一一・二 中判型 写 一冊
 豎 帳

⑭ 訴訟入費請求之答書

（福島縣岩代国大沼郡宮下村
被告総代人齋藤善次郎・代
言人伊藤運吉より福島裁判
所長代理若松支廳詰判事一
賀道文宛、何卒不正不当ノ
入費ヲ引去り至当ノ御裁判
被成下度、明治十一年十二
月十七日 明治十二年三月
十三日 明治十二年五月三
日 御呼出状写」を合綴）

明治一二・
一二・一二 中判型 写 一冊
豎帳

⑮ 被告宮下村へ係ル訴訟入費請求
ノ訴答戻書

（福島縣岩代国大沼郡栗原村
原告総代人二瓶仙太郎・代
書人佐藤久米造より福島裁
判所長代理若松支廳詰判事
一賀道文宛、償却金額違算
ノ分ハ今回本訴へ引直シ公
裁ヲ仰キシモノナレハ妾ソ
（ママ）不正曖昧ト云フヲ
得ヘケンヤほか）

明治一二・
一二・一五 中判型 下書 一冊
豎帳

⑯ 計算書及ヒ大審院ニ差出シタル
答書ノ写シ内済取扱書ノ写シ大
審院ヨリ御喚状写シ

（福島縣岩代国大沼郡宮下村
齋藤房吉外四十八名総代人
原告総代人伊藤運吉より福
島裁判所長代理若松支廳詰
判事一賀道文宛、明治一二
年一月二十五日付福島裁判
所若松支庁奥書一來ル明治
十三年一月九日午前第九時

明治一二・
一二・二五 中判型 写 一冊
豎帳

答書持参可致者也）

⑰ 訴訟入費請求不服之控訴答

（被告人福島縣岩代国大沼郡
栗原村総代二瓶仙太郎より
宮城上等裁判所判事本間季
明宛、本県詞訟（ママ）ノ
如キハ原告カ被告ニ對シ盡
ス可キノ義務ヲ果サ、ル一
点ヨリ起リタルモノニシテ
今回ノ訴訟入費ニ於テモ原
告カ負担スルハ勿論至当ノ
儀ト信任認セリ、朱筆「十
三年 第三十六号」ほか）

明治二三・
四・一五 中判型 下書 一冊
豎帳

⑱ 訴訟入費請求不服控訴之答

（福島縣岩代国大沼郡栗原村
被告総代人より、原告ハ何
ノ旨趣アツテ復審ヲ仰ヤ解
致シ難クほか）

〔明治期〕
中判型 下書 一冊
豎帳

⑲ 上申書

（福島縣第拾六区大沼郡栗原
村惣代河越逸郎ほか三名・
右代言人島橋義幹・右指添
人齋藤永久より宮城上等御
裁判所判事竹野敏行宛、被
告宮下村エ係ル訴訟入費請
求ノ件、被告宮下村ヨリ証
拠トシテ差出シタル入費調
二押印シタルト雖トモ規則
外ノ入費償却ス可キ筋無之
ほか、朱書「番外」ほか）

明治一〇・
一二・二四 中判型 控 一冊
豎帳

⑳ 上申書ノ控

(福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原郡惣代河越逸郎ほか三名・右代言人嶋橋義幹・差添人齋藤永久より宮城上等御裁判所判事竹野敏行宛、福島縣下第十六区岩代国大沼郡宮下村工係ル山論訴訟入費不服ノ控訴ニ付出頭届認料ノ儀宮下郡ニ於テ請求ノ誤認タル事覚知シ取消ヲ求メタルほか、朱書「第七号」)

明治二一・
一・八 中判型 控 一冊

㉑ (訴訟入費請求額ニ付進達)

(福島縣第十六區大沼郡宮下村被告人齋藤善次郎ほか二名より宮城上等裁判所判事竹野敏行宛、合計金貳拾四円九拾銭、細堀嘉十往復之儀ハ重複ニ付請求セズ、書込「明治十一年一月十七日進達」、前欠カ)

明治二一・
一・一二 一紙 写 一通

㉒ (訴訟書類綴)

(明治十一年一月二一日付大審院判事玉乃世履宛一御猶預願「ほか」)

明治二一・
一〇 小判型 写 一冊

㉓ 御文書

(福島縣岩代国大沼郡栗原村原告総代人二瓶仙太郎より福島裁判所長代理若松支廳詰判事一賀道文宛、被告宮下村ト係ル一件ニ付答戻書

(明治)二二 一紙 下書 一通
一一・
一一

ヲ付シ出頭仕)

㉔ 栗原村一件

(宮下村ノ總代ハ初回論地検査ノ後酒井壯哲出頭シタリほか)

(明治期) 一紙 写カ 一通

㉕ 上告届并訴答状写取之儀ニ付願書

(福島縣第十六区岩代国大沼郡栗原村二瓶仙太郎より宮城上等裁判所判事竹野敏行宛、御説諭モ有之候ニ付猶熟考仕候處何分承服仕カタク候間再ヒ奉上呈)

明治二一・
四・一七 中判型 写カ 一冊
一紙 帳

㉖ 婦村願

(原告栗原村惣代二瓶仙太郎より大審院長判事玉乃世履宛、私共ヨリ福島縣下宮下村へ係ル訴訟入費償却不服ノ上告一件ニ付一先婦村仕來ル明治十二年一月十五日迄ニ上京仕度、朱書「願之趣聞届候事 大審院」)

明治二一・
一二・一八 中判型 原本 一冊
一紙 帳

㉗ 御願書

(福島縣第十六區岩代国大沼郡栗原村原告総代二瓶仙太郎より大審院長判事玉乃世履宛、私疾病ニ付白井政夫へ代理相頼療養ノ為婦村仕度)

明治二二・
三・二九 一紙 下書カ一通

⑳ 福島縣岩代国大沼郡栗原村ヨリ
 同縣同国同郡宮下村へ係ル訴訟
 入費償却不服ノ上告事件ニ付原
 告ヨリ差出シタル上告状其他ノ
 書類書上ケ并ニ出縣仕候日數ノ
 儀ニ付御檢印願

明治二二・
 八・一八
 中判型
 帳
 原本
 一冊

(原告栗原村惣代二瓶仙太郎
 ・同代人白井政夫より大審
 院南部甕男宛、明治一一、
 一二年分、朱書「宮城上等
 裁判所明治十三年第三十六
 號 明治十三年四月廿二日
 閱〔判事本問季明印〕」)

㉑ 委任状之寫シ

(福島縣岩代国大沼郡栗原村
 二瓶仙太郎より福島裁判所
 長代理若松支廳詰判事一賀
 道文宛、福島縣岩代国大沼
 郡栗原村ヨリ同縣同国同郡
 宮下村へ係ル上告ニ関スル
 訴訟入費請ノ事件ニ付大沼
 郡栗原村二瓶仙太郎ヲ以テ
 権限ノ事ヲ代理為致度、明
 治一年二月一〇日付「委
 任状」を合綴)

明治二二・
 一・二〇
 中判型
 帳
 控
 一冊

㉒ 福島縣岩代国大沼郡栗原村ヨリ
 同縣同国同郡宮下村へ係ル山入
 會論訴訟入費償却不服ノ上告同
 村齋藤善次郎細堀嘉十細堀壽仙
 ノ三名へ係ルハ原告栗原村ノ失
 當ニ付其段上申仕依之一同帰村
 被仰付就テハ右へ関スル上申書
 其他ノ書類及ヒ出廳度數之儀ニ

明治二三・
 一・一六
 中判型
 帳
 原本
 一冊

付御檢印願
 (福島縣岩代国大沼郡宮下村
 齋藤善次郎ほか一名より大
 審院判事南部甕男宛、明治
 一二年分、明治一三年一月
 二五日付大沼郡栗原村宛與
 書「右之通償却可被下候
 宮下村齋藤善次郎 細堀嘉
 十」)

㉓ 代人願書

(福島縣岩代国大沼郡栗原村
 願人河越太平ほか二〇名・
 代理人二瓶仙太郎・栗原村
 戸長河越諒平より、宮下村
 ヲリ私共へ係リ訴訟入費償
 却之儀控訴事件ニ瓶仙太郎
 ヲ以代理為致度)

明治二三・
 四・三
 中判型
 帳
 控
 一冊

㉔ 御檢印ノ寫

(福島縣岩代国大沼郡宮下村
 惣代人原告齋藤善次郎ほか
 一名より宮城上等裁判所判
 事本問季明宛、福島縣岩代
 国大沼郡宮下村ヨリ被告同
 郡栗原村へ係ル訴訟入費要
 求ノ控訴訴訟費御檢印願、
 明治一三年四月二八日付宮
 城上等裁判所與書「右之通
 相違無之事」、明治一三年五
 月一〇日付大沼郡宮下村よ
 り大沼郡栗原村宛「計算書」
 を合綴)

明治二三・
 四・二八
 中判型
 帳
 写
 一冊

③③元為替吉田清五郎の借入金取調書
明治七・
一・二・三・二
中判型 控 一冊

(第二大区十小区栗原村拝借人戸長河越諒平より若松縣令澤簡徳宛、今般為替方御廃止二付一時上納仕兼候間追々御返納仕度、残金五十七圓)

③④往復度数調
明治七・
一・〇
中判型 原本 一冊

(登町・帰村日ほか書上、宮下村分、朱書「右ハ往復卅二度分調書ニシテ別紙明治十一年一月廿一日附ノ調書ヨリ調へ出シタルモノナリ」、訴訟關係)

③⑤宮下村往復取調書
明治七・
一・〇
中判型 原本 一冊

(登町・帰村日ほか書上、訴訟關係)

③⑥山論訴訟二付出庭并往復費取調書
明治九・
九・八
中判型 原本 一冊

(第二大区四小区栗原村原告惣代河越逸郎・原告代名人深田瀧次郎より若松縣裁判所七等判事渡邊清宛、金百拾三圓三拾錢、朱書「御採用ニ相成候扣冊之内」ほか)

③⑦宮下村往復取調書扣
明治一・
一・八
中判型 控カ 一冊

(福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか一名・右代名人寫橋義幹ほか一名より宮城上等御裁判所

判事竹埜敏行宛、明治七・
一・〇年分、書込「明治十一年一月廿四日直シ出ス」ほか)

③⑧宮下郵出庭取調
明治一・
一・一・四
中判型 写 一冊

(福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか三名・代名人寫橋義幹・差添人齋藤永久より宮城上等裁判所判事竹野敏行宛、出庭三百三拾六度)

③⑨往復度数調
明治一・
一・二・一
中判型 控 一冊

(福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村河越逸郎ほか三名・右代名人嶋橋義幹・右差添人齋藤永久より宮城上等御裁判所判事竹野敏行宛、明治七・九年分、朱書「上書ハ訴訟用紙三錢ツ、ノ紙六枚外ニ表紙式枚」ほか)

④⑩書類及出庭往復調書
明治一・
三・一・三
中判型 原本 一冊

(福島縣下第十六区岩代国大沼郡栗原村原告惣代河越逸郎ほか一名より、明治一一年三月一日付宮城上等裁判所與書「右之通相違無之候者也」)

④⑪福寫縣岩代国大沼郡栗原村ヨリ
明治一・
一・二
中判型 原本 一冊

同縣同郡宮下村へ係ル上告事件二付訴訟入費計算書
(上告状ほか代金、メ式拾毫)

円廿五銭ほか）

④② 福島縣岩代国大沼郡宮下村へ係
ル訴訟入費計算書
明治二二・三 中判型 下書カ一冊

（福島縣岩代国大沼郡栗原村
原告総代人二瓶仙太郎より
福島裁判所長代理若松支廳
詰判事一賀道文宛、計九十
老円五十四銭五厘）

④③ 訴訟入費調書
明治一三・二 中判型 控 一冊

（福島縣岩代国大沼郡栗原村
惣代人原告総代人二瓶仙太
郎・同縣同郡宮下村総
代斎藤善次郎より福島裁判
所長代理若松支廳詰判事一
賀道文宛、合計金拾五円七
拾八銭五厘曲者ヨリ償却ヲ
受度）

④④ 訴訟入費計算書
〔明治期〕 一紙 下書 一通

（請求高、金九拾老円五拾四
錢五厘ほか）
④⑤ 出頭日
〔明治期〕 一紙 下書 一通

（明治一〇一〇年分、訴訟関係）
④⑥ 往復度教調
〔明治期〕 中判型 下書 一冊

（日時・人名ほか書上、明治
七〇一〇年分、訴訟関係）
④⑦ 原告被告口書写
明治一一・三・八 中判型 写 一冊

（岩代国大沼郡宮下村ヨリ栗
原村へ係ル訴訟入費請求の
件、福島縣岩代国大沼郡栗

原村惣代原告河越逸郎ほか
二名・福島縣岩代国大沼郡
宮下村被告齋藤善次郎ほか
二名分、朱書「第八号」ほ
か）

④⑧ 別冊証據目録
明治一一・五 中判型 控 一冊

（福島縣第十六区岩代国大沼
郡栗原村惣代原告人河越逸
郎ほか一名ヨリ大審院長判
事玉乃世履宛、「第老号」倉
谷人物山裁判状」ほか、書
込「十一年八十一号」）

④⑨ 診断書
明治一一・四 一紙 原本 一通

（医師八嶋元利より、二瓶逸
記容体の件、訴訟文通用野
紙）

④⑩ 上告諸書物控
明治一一 中判型 控 一冊

（明治一一年五月一五日付大
審院長判事玉乃世履宛、明
治一一年四月二三日付「委
任状」ほか）

④⑪ 〔記〕
明治七〇 一紙 原本 一通

（金銭書上、届書紙式枚ほか、
第一項金三円三拾銭、後欠
カ）

④⑫ 記
〔明治〕一一・二 一紙 原本 一通

（炭店紅屋安兵衛より、拾七
錢五厘請取、かし出釜代）

<p>⑤③〔記〕 (人名書上、訴訟入費償却ノ 上告事件ノ為メ寄留者、二 瓶仙太郎ほか一名)</p> <p>〔明治二二〕 三・二九カ</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤④記 (大沼郡宮下村總代細川熊太 郎より栗原村二瓶仙太郎宛、 訴訟入費請求之訴状ほか受 取に付)</p> <p>明治二二・ 一二・五</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑤記 (齋藤茂吉より河越宛、正 臘老貫百八拾匁)ほか、領 収書カ)</p> <p>〔明治〕一四 ・一・一八</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑥記 (石越會計より河越宛、金銭 書上、メ八八円、宿料)</p> <p>〔明治期〕 一・三一</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑦証 (適々齋會計より河越逸記宛、 金貳円五拾錢落手、束脩代)</p> <p>〔明治期〕 二・一四</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑧記 (いしこし會計より河越宛、 計拾六円貳拾四錢受取)</p> <p>〔明治期〕 三・二六</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑤⑨記 (石越會計より河越宛、金銭 落掌、金三円、食料代ほか)</p> <p>〔明治期〕 四・三〇</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑩記 (水菓子やより河越宛、金銭 書上、メ八拾九錢八厘)</p> <p>〔明治期〕 五</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥①記 (金銭受取、かや代ほか、メ 金五拾八錢)</p> <p>〔明治期〕 八・一六</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥②記 (菓子屋より河越宛、金銭書 上、メ六貫九百拾文)</p> <p>〔明治期〕 八・二六</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥③覚 (伊藤より御兩人宛、金銭受 取、二平様ほか一名分、金 五圓六十三錢六厘五毛)</p> <p>〔明治期〕 八・三〇</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥④〔記〕 (いとふより御兩人宛、金銭 受取、メ八十四錢)</p> <p>〔明治期〕 八・三〇</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑤記 (石越會計より河越宛、金六 円貳拾四錢請取、宿料ほか)</p> <p>〔明治期〕 一・三〇</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑥記 (長門屋より河越宛、しほり 朝□十箇ほか)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑦〔記〕 (入費請求高書上、金貳百拾 壹円四拾三錢三厘)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>中判型 原本 一冊 豎 帳</p>	<p>⑥⑧覚 (御兩人宛、金銭受取、宿代 カ、貳拾三錢三厘)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥⑨〔記〕 (訴訟入費差額受取の件、差)</p> <p>〔明治期〕</p> <p>一 紙 下書 一通</p>
--	--	--	--	---	--	--	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--

引六拾円ほか、中絶カ)

⑦④〔記〕

(二瓶仙太郎ほか一名の住所・族籍・年齢書上)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑦①〔記〕

(人名書上、白井政夫ほか二名)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑦②定約書

(福島縣下岩代國大沼郡稗原村総代河越逸郎ほか一名より北州舎宛、訴訟入費償却之上告事件ニ付委任の件、印紙添付)

明治一一・五・八 中判型 原本 一冊

⑦③委任状

(福島縣岩代國大沼郡稗原村長谷川富三郎ほか二一名より同村二瓶仙太郎宛、稗原村ヨリ宮下村ニ係ル訴訟入費請求事件ニ付二瓶仙太郎ヲ以テ権限ヲ代理為致候)

明治一一・一〇 中判型 原本 一冊

⑦④委任状

(福島縣岩代國大沼郡稗原村長谷川文三ほか二一名、福島縣岩代國大沼郡稗原村方同縣同國同郡宮下村ニ係ル上告ニ関スル訴訟入費請求之事件ニ付稗原村二瓶仙太郎ヲ以テ権限ヲ代理為致度)

明治一二・一一・一〇 中判型 原本 一冊

⑦⑤約定書

(何某より白井政夫宛、福島縣岩代國稗原村方同縣同國同郡宮下村へ係ル訴訟入費償却不服ノ事件代言ノ儀御依頼ニ付、雛型カ)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑦⑥内済取扱ノ事

(稗原村総代長谷川富三郎ほか四名・才判人渡辺廣三郎ほか二名より宮下村宛、宮下村地内稗原村入會山ノ件ニ付金六拾円ヲ宮下村ヨリ稗原村へ渡ス)

明治一一・九・一〇 一紙 写カ 二枚

⑦⑦内済取扱ノ事

(齋藤禎治ほか一名より大審院長判事玉乃世履宛、明治一一年九月一〇日付宮下村宛〔宮下村地内稗原村入會山ノ件ニ付内済書〕の写を提出)

明治一二・六・二三 一紙 写 二枚

⑦⑧訴訟入費金受取証

(福島縣第十六區大沼郡宮下村惣代齋藤善次郎ほか一名・第十一區若松上五ノ町代書人宮崎喜藏より福島縣第十六區岩代國大沼郡稗原村惣代人河越諒平ほか一名宛、差引金貳百六拾圓九拾八錢三厘、年欠「御裁判執行願済口届」の写を合綴)

明治一一・五・二一 中判型 原本 一冊

⑦9 訴訟入費金受取証

(第十六区宮下村惣代齋藤善次郎ほか一名より同区栗原村惣代河越諒平ほか一名宛差引残金式百六拾円九拾八錢三厘受取)

明治二一・五・二二 中判型 写 一冊

⑧0 書留郵便物請取証

(三十間堀三丁目石越元利方河越逸記より若松堅三日町川島正記宛書状壹通)

明治二一・一一・二一 一紙 原本 一通

⑧1 確収之証

(大審院より、郵便税、書込二瓶)

明治二一・一一・二七 一紙 原本 一通

⑧2 書留郵便物請取証

(銀座一丁目河越逸記より福島縣下大沼河越諒平宛書状一通ほか)

明治二一・六・一一 一紙 原本 一通

⑧3 □□□受取証

(内国通運會社より河越宛、越□壹個)

明治二一・六・一三 一紙 原本 一通

⑧4 書留郵便物請取証

(銀座一丁目河越逸記より岩代大沼河越諒平宛書状一通ほか)

明治二一・六・二七 一紙 原本 一通

⑧5 [書状]

(河越逸郎より白井宛、控訴状第一項ノロハ後日對決之節手拔リニ相成間敷哉御伺申上)

[明治]二一・一・一〇 一紙 控カ 一通

⑧6 [書状]

(白井政夫より二瓶仙太郎宛御依頼一件ニ付御相談申度候間御來臨ヲ乞フ)

[明治]二一・七・一五 葉書 原本 一通

⑧7 [書状]

(関任詮より河越雅兄宛、近日二瓶君着都ノ由承リ二瓶君ト共ニ來館アランコトヲ祈ルほか)

[明治]二一・七・二二 葉書 原本 一通

⑧8 [書状]

(う寿飛布衣より二瓶長兄宛、河越阿兄の御病痾如何ほか)

[明治]二一・七・二三 葉書 原本 一通

⑧9 [書状]

(伊藤宗吉より河越逸記宛、金策致兼不得止昇堂不仕ほか)

[明治]二一・八・一一 一紙 原本 一通

⑨0 [書状]

(河越諒平より二瓶仙太郎ほか一名宛、善次郎方馬場へ細々相咄候次第ニ付報知、「至急要用」)

[明治]二一・八・二三 一紙 原本 一通

⑨1 [包紙カ]

(大竹彦七)ほか)

[明治期] 一紙 原本 一枚

⑨2 [断簡]

(福島縣岩代国大沼郡栗原村惣代被告入二瓶仙太郎より御係本問宛、答書差出の件カ、書込「本年第三拾六号」ほか)

[明治期] 四・一五カ 一紙 下書 一通

<p>⑨③〔反古カ〕 （二二口ニテ二十銭）ほか 〔明治期〕 一 紙 下書カ一通</p>	<p>19 〔袋〕 〔御薬種〕ほか、反古紙を再 利用） 〔明治期〕 一 紙 原本 一枚</p>	<p>①證 （長谷川富三郎ほか九名より 河越諒平ほか一名宛、金五 拾圓九拾銭四厘受取、宮城 上等訴訟入費金宮下村方請 求之分） 明治一一・ 九・二七 一 紙 原本 一通</p>	<p>②〔記〕 （金銭・人名書上、メ六拾四 円三拾銭） 〔明治期〕 一 紙 原本 一通</p>	<p>③〔書状〕 （河越逸記より河越諒平宛、 以前徴兵ヲ免レンカ為メ二 瓶仙太郎養子ト相成おり候 件ニ付我カ戸籍ニ記載有之 度御相談申上ほか） 〔明治〕一一 ・四・三 一 紙 原本 一通</p>	<p>④〔書状〕 （北洲舎より川越逸郎宛、御 依頼事件ニ付至急御面談致 度） 〔明治〕一一 ・五・一四 一 葉 書 原本 一通</p>	<p>⑤〔封筒〕 （愿治より河越逸郎宛） 〔明治〕一一 ・五・一四 一 封 筒 原本 一枚</p>	<p>-1〔書状〕 （馬場愿治より河越逸郎宛、 五・一三 一 紙 原本 一通</p>	<p>別紙書状到来ニ付御届ほか 〔明治〕一一 一 紙 原本 一通</p>	<p>-2〔書状〕 （河越諒平より）馬場愿治宛 愚父ノ止宿所不分明ニ付別 紙御届被下） 〔明治〕一一 一 紙 原本 一通</p>	<p>-3〔書状〕 （諒平より御父尊宛、明治一 一年四月三〇日付福島裁判 所若松支廳よりの召喚状の 写） 〔明治〕一一 ・五・五 一 紙 原本 一通</p>	<p>⑥〔書状〕 （銚鏑より諒平宛、一条手数 相係り漸昨十五日大審院へ 上告致候ほか） 〔明治〕一一 ・五・一六 一 紙 原本 一通</p>	<p>⑦〔書状カ〕 （宮下村方御裁判執行願致候 ニ付僕仙太兩名ニテ出庭致 ほか、書込「明治十一年五 月十六日」） 〔明治期〕 一 紙 下書カ一枚</p>	<p>⑧〔札紙〕 （印字「雲井」、朱印「国産名 葉」） 〔明治期〕 一 紙 原本 一通</p>	<p>⑨〔封筒〕 （河越諒平より河越逸記宛、 本紙欠、書込「無事急用」） 明治一一・ 五・一六 一 封 紙 原本 一枚</p>	<p>⑩〔封筒〕 （河越逸記より河越諒平宛、 本紙欠、書込「至急」ほか） 〔明治〕一一 ・五・一七 一 封 筒 原本 一枚</p>
---	---	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---

⑪〔反古〕

(川嶋正記宛書状文案カ、御事件北洲舎に依頼仕候處仙臺トハ事違ひ果敢行ニ不相成ほか)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

⑫〔反古〕

(書状文案、□町より諒平宛、渡部庄三郎婦村ニ付啓達仕ほか)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

20

〔包紙〕

(「地球ノ周圍ニハ」ほか、反古紙を再利用)

〔明治期〕 一紙 原本 一枚

①上申書

(山論訴訟入費不服之控訴狀第一項ニ掲載セシ出頭届認料ノ義初告裁判狀ノ消滅スル謂レ無之ほか)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

②〔記〕

(斎藤永久より二瓶仙太郎宛、合金式円三拾錢明細、認メ料ほか、奥書「該金之内壹円受取」)

明治一・一七 一紙 原本 一通

③記

(佐久山宿関谷久造より、金三拾九錢受取、止宿料)

〔明治〕一・一〇 一紙 原本 一通

④〔記〕

(川島正記カより河越宛、金錢明細カ、メ拾円三錢)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑤〔記〕

(完捌人より河越宛、メ拾四円六拾五錢八厘請取、罫紙代ほか)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑥記

(馬場より河越宛、金五拾四圓六拾錢御落掌可被下ほか)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑦〔記〕

(川嶋正記より河越宛、金錢明細カ、差引壹円九拾七錢八厘)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑧記

(土屋幸平より、金八拾九錢五厘請取、旅籠料ほか)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑨〔記〕

(八年六月八日百三号御布告第二項拔書、控訴若クハ上告の件)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑩〔記〕

(栗原村番地・人名書上、河越太平ほか一六名分)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑪〔書状〕

(鈴木誠介より河越逸郎宛、態々御令息様御抱杖の件ほか)

〔明治期〕 一紙 原本 一通

⑫〔反古〕

(明治一一年五月一五日付上告届文案ほか)

〔明治期〕 一紙 下書 一通

21 [袋]

[明治期] 袋 原本 一枚

(「入會山拝借願御下ヶ戻書類」朱印「河越藥室之印」書込「此願書十六年四月廿一日宮下村戸長役場へ戻ル」)

①地券證御調ニ付上申書 山税之儀ニ付御答書 明治一〇・四・二 中判型 写 一綴

(第十六区乗原村惣代河越逸郎ほか一名より福嶋裁判所長代理若松支廳司法省九等出仕立岩一郎宛、明治六年三月付「地券之證」の写を合綴)

②官有地ヲ民有地ニ引直ノ儀ニ付上申 明治一六・二 中判型 下書 一冊

(大沼郡乗原村惣代河越諒平より大沼郡長黒金泰乘宛、字石切場ほか二七ヶ所分)

③山地拝借願書 明治一二・二 中判型 控 一冊

(岩代國大沼郡乗原村河越太平ほか二一名・同什長河越周喜より福嶋縣令山吉盛典宛、岩代國大沼郡宮下地内字大曾根ノ内三五ヶ所分)

④山地拝借願書 明治一二・二 中判型 控 一冊

(岩代國大沼郡乗原村河越太平ほか二一名・同什長河越周喜より福嶋縣令山吉盛典宛、岩代國大沼郡宮下地内字大曾根ノ内三五ヶ所分)

⑤官有山地拝借願 明治一二・六・二二 中判型 原本 一冊

(大沼郡乗原村總代河越治八ほか三名・戸長河越諒平より福嶋縣令山吉盛典宛、五十五番字石切場ほか、明治一六年二月二六日付「縣令三島通庸代理福嶋縣少書記官村上楯朝回答書」を合綴、朱書「地二五九八」ほか)

⑥官有山地拝借願 明治一二・六・二二 中判型 原本 一冊

(大沼郡乗原村總代河越治八ほか三名・戸長河越諒平より福嶋縣令山吉盛典宛、五十七番字高陣場ほか、明治一六年二月二六日付「縣令三島通庸代理福嶋縣少書記官村上楯朝回答書」を合綴、朱書「地二六〇〇」ほか)

⑦明治六癸酉年地券證附屬之高入會山一筆限帳 明治六〇 中判型 写 一冊

(大沼郡宮下村ほか一ヶ村戸長齋藤喜平・区長馬場庄平より若松縣令鷲尾隆聚宛、岩代國大沼郡宮下村字中曾根山ほか、明治一〇年三月一九日付「乘原宮下兩郷入會論議書取」ほかを合綴)

⑧〔記〕 [明治期] 中判型 原本 一冊

(地種・反別・拝借料金書上、六十四番字鍛治屋敷ほか、福嶋縣大沼郡野紙、前欠カ)

⑨〔書状〕

(宮下村惣代酒井市三郎より
榎原惣代二瓶仙太郎宛、官
地引直二付右願書へ御調印
被成下度ほか)

〔明治〕一六 一 紙 原本 一通
・一二・
一五

二 酒井一家文書（その二）

地域
所有者

南会津郡南会津町
酒井恵美

南会津郡大新田村の旧家である酒井家の文書の内、『歴史資料館収蔵資料目録』第二十集に未収録だった近世文書二八点、近代文書六九点を収録した。酒井家は江戸初期から名主を務め、明治期は戸長や県会議員を務めており、村政・県政に関わる史料が多い。また、近代の蚕糸業の記録や魯桑の栽培日記といった産業関連史料、酒井家による俳諧等の文化活動に関する史料も含まれている。

近世文書

代官と幕政

藩政

〈拝借〉

1 口演

〔落合組頭松兵衛より大新田村酒井長右衛門宛、米塩御拝借之儀御貴丈様御見次キ之上奉希上并夫喰代上納之儀等〕

〔江戸期〕

一紙 原本 一通

2 引越

〔各人引越米高并田植米高書上勘定〕

〔江戸期〕

一紙 原本 一通

3

〔封紙〕
〔古町組大新田村外一ヶ村より、社倉金拝借御願〕

〔江戸期〕

封紙 原本 一枚

4

〔封紙〕

〔大新田村名主長右衛門より、拝借願追訴〕

村と町

人口

〔宗門一札〕

〔江戸期〕

封紙 原本 一枚

5

〔書状〕

〔越後魚沼郡大沢村庄や吉兵衛より會津大新田村長三郎宛、當村茂平次妹けさ儀貴様御置被成候所御返し可被下〕

〔元禄二〕

一紙 原本 一通

6

〔書状〕

〔越後大沢村羽鳥善右衛門より會津大新田村二而酒井長右衛門宛、茂平次手形二加判取かえへ持参候間手形御もらいおけさ此方へ御返し可被下等〕

〔元禄二〕

一紙 原本 一通

7	〔封紙〕 （越後大沢村吉兵衛より會津大新田村長三郎宛）	〔元禄二〕	封紙	原本	一枚
8	〔人別書上〕 （小塩村四郎右衛門娘かね）	〔江戸期〕 午・二・一〇	一紙	下書	一通
	村と町				
9	〔証文等袋〕 （質地證文并質券暇状入）	享保九・正	袋	原本	一枚
10	〔村明細〕 〔会津郡井桁村明細〕 （家数・村境・隣村道法・立岩川・八王子神社等）	〔江戸期〕	一紙	下書	一通
11	〔書状〕 （弥右衛門より木伏村仮役名主長右衛門宛、村惣わり之儀親父方之書出し除候趣村方へ御諭被下度等）	〔江戸後期〕 一一・二九	一紙	原本	一通
12	〔相渡申一札之事〕 （李之丞外一名より、弥五右衛門不届申出し一件御免被下二付、大新田村覚法院奥印、前欠）	〔江戸期〕	一紙	原本	一通
13	〔袋〕 （出火御披露書一件古町組水根沢村扣）	天明七・三八	袋	原本	一枚
	（地主と小作）				
14	〔封紙〕 （大新田村より、借宅之者御届書）	〔江戸期〕	封紙	原本	一枚
	〔書状〕				
15	① 〔書状綴〕 （木伏弥右衛門より大新田名主長右衛門宛、一件之義齋齎仕謀利等有之御吟味被成之上觸組へ御問合可然奉存等）	〔江戸期〕 五・一〇	一紙	原本	一通
	② 〔書状〕 （古町弥右衛門より大新田村仁兵衛宛、大新田徳右衛門相尋候得共見へ不申趣被仰付候間写遣申候）	〔江戸期〕 戌・四・一四	一紙	原本	一通

16	〔乍恐以書付奉願上候〕 〔問屋式軒ニ取極候儀商賣不易ニ候故是迄通御取斗被下度〕 商業 〔問屋〕	〔江戸期〕	一紙	下書	一通
17	〔落丁一括〕 〔病人繼送願・修験所持物書上等四丁、綴じ外れ〕 文化 學術芸能 〔教育〕	〔幕末期〕	一紙	原本	一括
18	〔書札手習〕 〔落丁一括〕 〔庭訓往来写二丁、綴じ外れ〕	〔江戸期〕	一紙	写	一通
19	〔習書〕 〔柿本人麻呂和歌等〕	〔江戸期〕	一紙	下書	一通
20	〔下絵〕 〔公家画〕	〔江戸期〕	一紙	下書	一通
21					
22	〔短歌〕 〔題松多年友〕 〔和歌〕	〔江戸期〕	一紙	原本	一通
23	〔諸事人事指南〕 〔くろふあり身かまへの事・うせもの品もの等〕 娯楽・習俗 〔指南書〕	〔江戸期〕	一紙	写	一通
24	〔封紙〕 〔法號〕 〔冠婚葬祭〕	〔江戸期〕	封紙	原本	一枚
25	〔封紙〕 〔木伏村彦兵衛より〕 封紙・袋・断簡	〔江戸期〕	封紙	原本	一枚
26	〔封紙〕 〔木伏村弥右衛門より、 方請書〕	〔江戸期〕	封紙	原本	一枚
27	〔封紙〕 〔木伏村假名主長右衛門より、 添書〕	〔江戸期〕	封紙	原本	一枚

近代文書

国・県・郡

県会

28 臨時縣會議案
(酒井、表紙、綴じ外れ)

明治二八・
二 一紙 原本 一通

29 [書状]
(辰三郎より酒井宛、縣會議
員選挙日確定ニ付本郡西部
ノ方針之儀)

[明治期] 一紙 原本 一通
八・一八

郡役所

30 [封筒]
(南會津郡役所より南會津郡
伊南組合村役場宛、公用并
金円在中)

[明治二三] 封筒 原本 一枚
・一一・
一〇]

村と町

土地

31 [官有地一件]
(判決以來検査ナク官有地ニ
査定セル、ニ至双村ニテ証
左類詳密取調候処)

[明治期] 一紙 下書 一通

32 [官有地一件]
(判決以來検査ナク官有地ニ
査定セラル、ニ至双村ニテ
証左類詳密取調候処、前欠)

[明治期] 一紙 下書 一通

貢税

〔取立・収納〕

33 [金円受取記]
(栄吉分之地租金・区中割・
戸籍調入費等)

[明治期] 一紙 下書 一通

〔雑税〕

34 [達]
(副戸長矢部長敬より、取立
難渋之義被察候間先以村費
惣額ノ四分壹ノ分并区費一
同相納候様)

[明治前期] 一紙 写 一通

35 [領収書綴]
(南會津郡大宮村収入役馬場
角次より大宮村大新田酒井
幸七宛、明治廿三年度一期
自家用料酒免許税・猟銃免
許税)

明治二三・ 一紙 原本 一綴
一一

36 [村費納込ノ分]記
(第三科室井平蔵より酒井戸
長宛)

[明治期] 一紙 原本 一通
一一・一

村と町

37 萬日記
(表紙、綴じ外れ)

明治一三・ 一紙 原本 一通
一)

38	〔諸綴〕	〔明治期〕	一紙	原本	一綴
①	〔投票書〕 水根澤村馬場三郎次より、三ヶ村関修繕擔 當人撰拳)	〔明治一三三〕 一〇・一三	一紙	原本	一通
②	〔金円受取〕キ 小松屋玉次より酒井宛、夏 服・卷タハコ・クツ下等代)	〔明治〕七 ・六・一〇	一紙	原本	一通
③	〔道路開條費仮出金受取〕記 右村世話掛酒井駒七郎より 酒井幸七宛)	〔明治期〕 旧七・八	一紙	原本	一通
④	〔投票書〕 馬場父吉より、三ヶ村用水 堀擔當人撰拳)	〔明治一三三〕 一〇・一三	一紙	原本	一通
⑤	〔投票書〕 水根沢村馬場富五郎より、 用水堰擔當人撰拳)	明治一三・ 一〇・一三	一紙	原本	一通
⑥	〔投票書〕 水根沢佐藤与四郎より、擔 當人撰拳)	〔明治一三三〕 一〇・一三	一紙	原本	一通
⑦	〔投票書〕 水根沢星勘治より、擔當人 撰拳)	〔明治一三三〕 一〇・一三	一紙	原本	一通
⑧	〔投票書〕 水根澤村馬場三郎次より、 用水堰修繕擔當人撰拳)	明治一三・ 一〇・一三	一紙	原本	一通
39	⑨ 〔投票書〕 水根澤村馬場徳三郎より、 三ヶ村関修繕擔當人撰拳) (表紙、綴じ外れ)	〔明治一三三〕 一〇・一三	一紙	原本	一通
40	記 (山口村戸長本名八郎次より 大新田村戸長酒井幸七宛、 古町親睦會之義ニ付御呼状 参并品物錫巢村へ為引受候 間御承知可被下) (選挙)	〔明治前期〕 四・一六	一紙	原本	一通
41	〔投票用紙綴〕 (選挙)	〔明治期〕	一紙	原本	一綴
42	〔投票用紙綴〕	〔明治期〕	一紙	原本	一綴
43	〔投票所到着番号札〕 (村役人交替)	〔明治期〕	一紙	原本	一通
44	村長辭職願 (疾病発シ劇任ニ耐ヘサルヲ 以テ解職懇願仕) (学校・教育)	明治二四・ 三・二〇	一紙	下書	一通
45	〔学校御建之儀〕 (村々區寄ニ被仰付学校御取 建被仰付)	明治六・ 一・一二	一紙	下書	一通

46	〔封筒〕 （以南高等小學校より酒井幸七宛）	〔明治後期〕 〔大正期〕	封筒 原本 一枚
47	道路使用願 （南會津郡大宮村大字大新田酒井幸七より田島警察署長警部高田貞次郎宛、稲ヲ干燥スルタメ縣道使用御許可相成度）	大正六・一〇・一四	一紙 原本 一通
48	〔領収証綴〕 （郡役所新築委員旅費日當領収証・伊南川水力電気株式會社電灯料金領収証）	〔明治一八〕 〔大正八〕	一紙 原本 一綴
49	受領證書 （伊南村外二ヶ村組合村役場より東京市京橋区日吉町國民新聞社宛、為替金額及為替料トモ領収）	〔明治二三〕 ・二・七	一紙 原本 一通
50	〔電灯料金領収証綴〕 （伊南川水力電気株式會社より酒井幸七外一名宛）	〔大正二〇〕 〔一一〕	一紙 原本 一綴
51	〔電灯料金請求領収証綴〕 （伊南川水力電気株式會社より酒井幸七宛）	〔大正二〇〕 〔一一〕	一紙 原本 一綴
52	〔書狀綴〕 〔書狀〕 ①（上之馬場作次より下之右田新作宛、古町村保三郎方より戴テ呉レ候様申越候ニ付此者へ御遣し被下度等）	〔明治期〕 一・一・五	一紙 原本 一綴
53	②〔書狀〕 （杉より酒井宛、酒持參方只石村ニ於テ金札持參有之候間金円差上ニ付御承諾願上度并歳暮進呈仕等）	〔明治期〕 旧一二・三〇	一紙 原本 一通
54	〔取調書上〕 （種別・法量・人名書上）	〔明治期〕	一紙 下書 一通
産業	農業	〔明治中〕 後期〕	封筒 原本 一綴

<p>55 田方農事心得 〔大日本農會通常會員猪股耕作君ヨリ田方農事心得書ヨリ書取〕 〔農事曆〕</p> <p>明治三二・三・二〇 一紙 写一通</p>	<p>56 委托生絲賣上ケ仕切書 〔會津郡大宮村柳馬生絲合資會社ヨリ大宮村大新田酒井幸七宛〕 〔蚕糸〕</p> <p>大正一一・一・五 一紙 原本一通</p>	<p>57 〔蚕糸關係書留帳〕 〔生糸枠数・糸量・繭量・出勤調・諸費書上等〕</p> <p>〔大正期〕 小判型 原本 一冊</p>	<p>58 雜速記 〔枠数・繭量・出欠席・諸費書上等〕 〔桑〕</p> <p>〔大正期〕 小判型 原本 一冊</p>	<p>59 ロソウ乗養〔日記〕 〔郡役所ヨリ御渡清國魯桑植付ニ付栽培手順・生育状況・天氣・災害等記載、綴じ外れ〕 〔馬産〕</p> <p>明治一九・五・一七 一紙 原本 一通</p>	<p>60 〔馬籍簿〕 〔大宮村各人分〕</p> <p>〔近代期〕 中判型 原本 一冊</p>
<p>61 〔紙代書上〕 〔横田紙等かし并代金書上、一送籍願（木伏村平民）の再利用〕 商業 〔商取引〕</p> <p>〔明治期〕 一紙 下書 一通</p>	<p>62 〔代金受取〕記 〔大宮商業株式會社山本ヨリ酒井幸七宛、裏地等生地・羽織紐等〕 交通 陸上交通</p> <p>大正一三・三・一六 一紙 原本 一通</p>	<p>63 〔開道式関連書類綴〕 〔脚夫賃書上記・人力車營業御請書・不参届綴・益分配調等〕 〔開鑿〕</p> <p>〔明治二〇〕 中判型 原本 一綴</p>	<p>64 至急報併テ協議回章 〔野岩鉄道ノ儀訪問書要件摘書、綴じ外れ〕 〔鉄道〕</p> <p>〔明治中期〕 一紙 原本 一通</p>	<p>65 〔書狀〕 〔鐵道達成祝賀會發起人五十嵐徳太郎外一二名ヨリ酒井〕</p> <p>大正九・八一 一紙 原本 一通</p>	

幸七宛、南會津郡内鐵道敷設ノ件貴衆兩院通過ニ付祝賀會致度候間御賛成被下度)

文化

出版物

〔新聞〕

66 福島民報 第千六百七十三號附
録 明治三一・一紙 刊本 一通
(福島民報社發行、明治三十一年三月中福島縣報三九・四〇頁)

67 福島民報 第千六百七十五號附
録 明治三一・一紙 刊本 一通
(福島民報社發行、明治三十一年三月中福島縣報四一・四四頁)

68 福島民報 第千六百七十七號附
録 明治三一・一紙 刊本 一通
(福島民報社發行、明治三十一年三月中福島縣報四九・五六頁)

69 福島民報 第千六百八十二號附
録 明治三一・一紙 刊本 二通
(福島民報社發行、明治三十一年四月中福島縣報一・一二頁)

70 福島民報 第千六百八十三號附
録 明治三一・一紙 刊本 一通
(福島民報社發行、明治三十一年四月中福島縣報一三・一四頁)

71 福島民報 第千六百八十四號附
録 明治三一・一紙 刊本 一通
(福島民報社發行、明治三十一年四月中福島縣報一五頁)

學術芸能

72 〔手控〕 〔近代期〕 一紙 下書 一通
(人權ハ貴重ナル宝長タル論・短歌・手習等)

73 〔手控〕 〔近代期〕 一紙 下書 一通
(征清・胡の志那を題に詠歌等)

74 〔手控〕 〔明治期〕 一紙 原本 一通
(明治の世多病短命非凡の人物ない等を憂う愚老秘要の思ひ)

〔教育〕

75 〔手習〕 〔明治期〕 一紙 下書 一通
(のほせさけの妙やく等、文久二年「御賞方願書」表紙の再利用)

76 〔手習〕 〔近代期〕 一紙 下書 一通
(月輝如晴雪梅等)

77	〔習字一括〕 〔知證成改等習書二枚〕	〔近代期〕	一紙	下書	一括
78	〔習字〕 〔無多言多言多敗無多事多事多思〕	〔近代期〕	一紙	下書	一通
79	〔往來〕 〔酒井孫六書、貧乏神之命福貴之門二入嘶、一紙二通挟み込み〕 〔和歌〕	〔明治中期〕 極・晦	小判型 豎帳	下書	一冊
80	〔狂歌〕 〔千條亭長足、唐土許由のこをとを思ひて〕	〔明治中期〕	一紙	原本	一通
81	〔詠歌〕 〔酒井孫六、一休宗純・芭蕉翁を思ひて并五倫五常を省み等して詠〕	〔明治三四〕 辛丑・仲秋	一紙	原本	一綴
82	〔詠歌〕 〔良民の心得を記して詠〕	〔明治三六〕 癸卯	一紙	原本	一通
83	〔短歌〕 〔土農工商・古教・述懐・恤兵・堪忍を題に〕	〔明治期〕	一紙	下書	一通
84	〔俳諧〕 〔枯し木の二度の風情や葛紅葉等〕 医療・博物	〔明治期〕	一紙	下書	一通
85	〔書状〕 〔齋木甚吉より酒井幸七宛、御令聞之水薬御服用方并点眼水一瓶差上〕 歴史・地誌 〔歴史物語〕	〔近代期〕 一・二八	一紙	原本	一通
86	〔會津松平君騒動記〕 〔會津城下違作并家中困窮を憂并御家中山中派田中派二也等、前欠・後欠〕 封紙・袋・断簡	〔明治期〕	一紙	写	一通
87	〔書類袋〕 〔大正五年以前之要用書類〕	〔大正期〕	袋	原本	一枚

福島県歴史資料館収蔵資料目録 第57集

県内諸家寄託文書(51)

令和8年3月26日 発行

発行 公益財団法人 福島県文化振興財団
編集 福島県文化センター歴史資料課

〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193・FAX 024-534-9195
URL <https://www.fcp.or.jp/history/>
E-mail : history@fcp.or.jp

印刷所 株式会社民報印刷

〒960-2154 福島市佐倉下字二本榎前10-7
TEL 024-594-2170・FAX 024-594-2158